令和2年第2回

小松市議会定例会議案

令和2年(2020年)6月

議案番号	議	件	名	1	頁
議案第40号	令和2年度小松市-	一般会計補正	予算(第5号)		1
議案第41号	令和2年度小松市分	个護保険事業特	寺別会計補正	予算(第1号)	7
議案第42号	令和2年度国民健康	 康保険小松市	民病院事業会	計補正予算(第2号)	11
議案第43号	小松市税条例等の一	一部を改正する	る条例につい	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13
議案第44号	小松市本社機能立均	他促進のための	の市税の課税	色の特例に関する条例の	
	一部を改正する条例	列について…	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		23
議案第45号	小松市病院事業の記	受置並びに管理	里条例の一部	びを改正する条例につい で	
	τ				25
議案第46号	専決処分の承認を求	∤めることに~	ついて		27
報告第2号	令和元年度小松市-	一般会計繰越明	月許費繰越計	-算書	97
報告第3号	令和元年度小松市產	崔業団地事業特	寺別会計繰越	胡許費繰越計算書	101
報告第4号	令和元年度小松市力	k道事業会計	予算繰越計算	[書	103
報告第5号	令和元年度小松市力	k道事業会計	予算繰越計算	[書	105
報告第6号	令和元年度小松市	下水道事業会請	十予算繰越計	-算書	107
報告第7号	専決処分の報告に	ついて	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		109
報告第8号	法人の経営状況の幸	服告について.	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		113
報告第9号	法人の経営状況の幸	服告について.	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		125
報告第10号	法人の経営状況の幸	報告について・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		139
報告第11号	法人の経営状況の幸	服告について.			159

議案第40号

令和2年度小松市一般会計補正予算 (第5号)

令和2年度小松市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ626,400千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,190,400千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。 (債務負担行為の補正)
- 第2条 既定の債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為補正」による。 (地方債の補正)
- 第3条 既定の地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 5	司库士山人	千円	千円	千円
16 🗵	国庫支出金	19, 769, 631	377, 258	20, 146, 889
	2 国庫補助金	14, 550, 704	377, 258	14, 927, 962
17 県	具支出金	3, 711, 671	3, 800	3, 715, 471
	2 県補助金	1, 077, 034	3, 800	1, 080, 834
19 智	· 寄附金	262, 701	56, 960	319, 661
	1 寄附金	262, 701	56, 960	319, 661
20 剎	· 操入金	707, 292	124, 600	831, 892
	1 基金繰入金	707, 292	124, 600	831, 892
21 終	· 操越金	268, 801	6, 682	275, 483
	1 繰越金	268, 801	6, 682	275, 483
22 訴	者収入	612, 986	6, 700	619, 686
	4 雑入	412, 649	6, 700	419, 349
23 ਜੋ	·	4, 669, 300	50, 400	4, 719, 700
	1 市債	4, 669, 300	50, 400	4, 719, 700
	歳 入 合 計	57, 564, 000	626, 400	58, 190, 400

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
- 4/	A Zer zh	千円	千円	千円
2 新	終費	3, 384, 155	60, 000	3, 444, 155
	1 総務管理費	2, 675, 811	60, 000	2, 735, 811
3 ₺	是生費	16, 737, 732	125, 000	16, 862, 732
	1 社会福祉費	7, 107, 872	24, 000	7, 131, 872
	2 児童福祉費	8, 769, 083	101, 000	8, 870, 083
4 徫	5生費 -	2, 767, 142	15, 500	2, 782, 642
	1 保健衛生費	856, 184	10, 000	866, 184
	2 環境対策費	1, 205, 758	3, 500	1, 209, 258
	4 病院費	647, 880	2, 000	649, 880
7 彦	· 有工費	12, 021, 953	175, 900	12, 197, 853
	1 商工費	12, 021, 953	175, 900	12, 197, 853
9 消	肖防費	1, 293, 921	32, 000	1, 325, 921
	1 消防費	1, 293, 921	32, 000	1, 325, 921
10 孝	女育費	7, 388, 310	218, 000	7, 606, 310
	1 教育総務費	937, 330	151, 000	1, 088, 330
	4 高等学校費	502, 081	33, 000	535, 081
	5 社会教育費	1, 575, 693	14, 000	1, 589, 693
	6 保健体育費	1, 065, 697	20, 000	1, 085, 697
	歳 出 合 計	57, 564, 000	626, 400	58, 190, 400

第2表 債務負担行為補正

(追加) (単位千円)

事	項	期間	限度額
市営住宅跡	地活用推進費	令和3年度	467, 000

第3表 地方債補正

(追加) (単位千円)

(% /VF)				(1 = 1 1)
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
向本折墓地整 備 費	10, 000	普通貸借 又 は	5.0%以内(ただ し,利率見直し方 式で借り入れる資 金について,利率	借入先の融資条件に よる。 ただし,財政の状況 により償還年限を短
消防資機材整備費	4, 500	証券発行	型に 見直しを行った後 においては, 当該 見直し後の利率)	により 債
計	14, 500			

(変 更) (単位千円)

(2 2)	神	Ħ	正	前	神	Ħ	正	後
起債の目的	限 度 額	起債の 方 法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
公有財産管理費	2, 300	普通貸借又は	5.0%以内 (ただし, 利率見直し 方式で貨り 入れる資金 について,	借入先の配よ のでは、 のにより でし、 が、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	11, 300	普通貸借又は	5.0%以内 (ただし, 利率見直し 方式で資金 について,	借入先の融 資条件によ る。 ただし,財 政の償還年
私 立 認 定 園 定 園 所 離 費	91, 500	行	利率見直し を行った において は、当該 直し後の利 率)	還をなし,	118, 400	証券発 行	利率見直しを おった はん はん 当該 し後 の利率 () () () () () () () () () () () () ()	限を短縮し、定を繰し、まなははないできる。
計	4, 669, 300				4, 705, 200			

議案第41号

令和2年度小松市介護保険事業特別会 計補正予算(第1号)

令和2年度小松市の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,500千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,130,500千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 🗵	国庫支出金 	2, 224, 181	400	2, 224, 581
	2 国庫補助金	542, 030	400	542, 430
5	表支出金 	1, 457, 567	200	1, 457, 767
	2 県補助金	78, 866	200	79, 066
7 糸	操入金 -	1, 503, 973	2, 400	1, 506, 373
	1 一般会計繰入金	1, 503, 973	2, 400	1, 506, 373
9 請	者収入	3	500	503
	2 雑入	2	500	502
	歳 入 合 計	10, 127, 000	3, 500	10, 130, 500

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 統	\$ 務費	千円 149, 777	千円 2,500	千円 152, 277
	2 介護認定審査会費	56, 500	2, 500	59,000
3 坦	也域支援事業費	505, 800	1, 200	507, 000
	2 包括的支援事業費	173, 600	1, 200	174, 800
4 基	全 養立金	50, 102	△200	49, 902
	1 基金積立金	50, 102	△200	49, 902
	歳 出 合 計	10, 127, 000	3, 500	10, 130, 500

議案第42号

令和2年度国民健康保険小松市民病院 事業会計補正予算(第2号)

- 第1条 令和2年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
- 第2条 令和2年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第1款 病院事業収益 8,620,700千円 2,000千円 8,622,700千円

第2項 医業外収益 687,780千円 2,000千円 689,780千円

議案第43号

小松市税条例等の一部を改正する条例 について

小松市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市税条例等の一部を改正する条例

(小松市税条例の一部改正)

第1条 小松市税条例(昭和34年小松市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第57条第2項中「同じ」を「同様とする」に、「登記し、又は登録されている」を「登記又は登録がされている」に、「所有者として登録」を「所有者として登記」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第57条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「仮換地等」と総称する」に、「においては」を「には」に、「登記し、又は登録されている」を「登記又は登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存

在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を 所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課 することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとすると きは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

(現所有者の申告)

第77条の3の次に次の1条を加える。

- 第77条の4 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日又は3月を経過した日以後で市長が求める日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 土地又は家屋の現所有者の住所,氏名又は名称,次号に規定する個人 との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない 者にあっては,住所,氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
 - (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項 第78条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又 は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。 第97条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定 については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算す るものとする。

第97条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第133条第6項中「第57条第6項」を「第57条第7項」に改める。

附則第10条の4中「又は第15条の3」を「, 第15条の3又は第61条」に改め, 「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

附則第12条第4項中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「, 第61条又は第62条」を,「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」の次 に「,第61条若しくは第62条」を加える。

附則第12条の2に次の1項を加える。

25 法附則第62条の条例で定める割合は、0とする。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「, 第35条の3第1項」 を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。 附則第18条の6中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第30条 第8条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第 15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 小松市税条例の一部を次のように改正する。

第26条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の3中「第12項」を「第11項」に、「, 寡婦(寡夫)控除額」を「, 寡婦控除額, ひとり親控除額」に改める。

第39条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第 4項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に、「については」を「にあっては」に改める。

附則第10条の4中「第61条」を「第63条」に改める。

附則第12条第4項中「, 第61条又は第62条」を「, 第63条又は第64条」に , 「, 第61条若しくは第62条」を「, 第63条若しくは第64条」に改める。

附則第12条の2第25項中「法附則第62条」を「法附則第64条」に改める。

附則第25条第1項中「特例基準割合(当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)」に、「この条において同

じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第31条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第37条の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第32条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感 染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第16条の 3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは , 「令和16年度」とする。

第3条 小松市税条例の一部を次のように改正する。

第20条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8 第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条 第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第 19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第21条中「及び第4項」を削る。

第25条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第32条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第32条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第51条第10項から第12項まで」を「第51条第9項から第16項まで」に改める。

第32条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第51条第1項中「, 第4項, 第19項, 第22項及び第23項」を「, 第31項, 第34項及び第35項」に,「第10項,第11項及び第13項」を「第9項,第10項 及び第12項」に、「、第4項、第19項及び第23項」を「、第31項及び第35項 」に,「,同条第22項」を「,同条第34項」に,「第3項」を「第2項後段 」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4 項及び第10項 | を「第66条の7第4項及び第10項 | に、「、法第321条の8 第24項」を「、法第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9 の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の 9の3第3項及び第9項 に、「、法第321条の8第25項 を「、法第321 条の8第37項」に改め、同条第4項中「、法第321条の8第26項」を「、法 第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「法第321条の8第22項」を 「法第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、当 該税額に当該税金に」を「,当該税金に」に,「,第4項又は第19項」を 「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中 「, 第4項又は第19項」を「又は第31項」に, 「同条第22項」を「同条第34 項」に、「法第321条の8第23項」を「法第321条の8第35項」に改め、同

条第7項中「、法第321条の8第22項」を「、法第321条の8第34項」に、 「, 第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め, 同項第2号中「法第321 条の8第23項」を「法第321条の8第35項」に改め,同条第9項を削り,同 条第10項中「法第321条の8第42項」を「法第321条の8第52項」に、「、 同条第42項」を「,同条第52項」に,「第12項」を「第11項」に改め,同項 を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」 を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を 「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項 を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」 を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、 同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「、法第321条の8第51 項」を「、法第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同 項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「 ,第15項」を「,第14項」に,「第75条の4第3項若しくは第6項(同法第 81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75条の5第3 項若しくは第6項」に,「第10項」を「第9項」に改め,同項を同条第16項 とする。

第53条第2項中「,第4項又は第19項」を「又は第31項」に,「同条第23項」を「同条第35項」に,「,第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め,同条第3項中「,第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め,「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には,当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し,又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り,同条第4項中「,第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第53条の2第4項から第6項までを削る。

第97条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に, 「0.7本」を「1本」に改める。

附則第25条第2項中「及び第4項」を削る。

(小松市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 小松市税条例等の一部を改正する条例(平成30年小松市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち第34条の3第1項の改正規定中「, 第7項及び第12項」を「, 第6項及び第11項」に改める。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中小松市税条例第97条第2項にただし書を加える改正規定及び第97条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
 - (2) 第2条及び第4条の規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1 月1日
 - (3) 第3条中小松市税条例第97条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
 - (4) 第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和 4年4月1日
 - (5) 第1条中小松市税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日 (延滞金に関する経過措置)
- 第2条 第2条の規定による改正後の小松市税条例(以下「新条例」という。
 -)附則第25条の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、 なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

- 第3条 新条例第26条第1項(第2号に係る部分に限る。),第34条の3及び 第39条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税につい て適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例によ る。
- 2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第39条の2 第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあ るのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正す る法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法 」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3 項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定す る寡夫である第25条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。
- 第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の小松市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。
- 2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4 号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日 前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連 結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人 事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民 税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第5条 別段の定めがあるものを除き,新条例の規定中固定資産税に関する部分は,令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し,令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第57条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第57条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第77条の4の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した,又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については,なお従前の例による。

議案第44号

小松市本社機能立地促進のための市税 の課税の特例に関する条例の一部を改 正する条例について

小松市本社機能立地促進のための市税の課税の特例に関する条例の一部を改 正する条例を次のように制定する。

> 小松市本社機能立地促進のための市税の課税の特例 に関する条例の一部を改正する条例

小松市本社機能立地促進のための市税の課税の特例に関する条例(平成28年 小松市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。 附則第2項中「平成38年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

議案第45号

小松市病院事業の設置並びに管理条例 の一部を改正する条例について

小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部を改正 する条例

小松市病院事業の設置並びに管理条例(昭和41年小松市条例第44号)の一部 を次のように改正する。

別表第1中

Γ

非紹介患者初診	紹介患者以外の初診患者(初診料算定時に	1,650円
加算料	緊急その他やむを得ない		
	事情の場合を除く。)		

」を

Γ

非紹介患者等加	医師である保険医による	5, 500円
算料	初診の場合	
	歯科医師である保険医に	3, 300円
	よる初診の場合	
	医師である保険医による	2, 750円
	再診の場合	
	歯科医師である保険医に	1,650円
	よる再診の場合	

」に

改め, 同表に次のように加える。

備考

非紹介患者等加算料の徴収については、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第2条第4号若しくは第5号に規定する緊急その他やむを得ない事情がある場合又は保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条第3項第2号に規定する厚生労働大臣が定める場合に該当するものとして、市長が別に定める場合を除く。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の小松市病院事業の設置並びに管理条例の施行のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第46号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同法同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年度

- 専決第5号 令和元年度小松市一般会計補正予算(第5号)
- 専決第6号 令和元年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第4号)
- 専決第7号 令和元年度小松市産業団地事業特別会計補正予算(第4号)
- 専決第8号 令和元年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算 (第3号)
- 専決第9号 小松市税条例等の一部を改正する条例
- 専決第10号 小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 専決第11号 小松市介護保険条例の一部を改正する条例
- 専決第12号 小松市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 令和2年度
 - 専決第1号 損害賠償の額を定めることについて
 - 専決第2号 所有権移転登記手続請求事件に係る訴えの提起について
 - 専決第3号 令和2年度小松市一般会計補正予算(第1号)
 - 専決第4号 令和2年度小松市一般会計補正予算(第2号)
 - 専決第5号 令和2年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)
 - 専決第6号 令和2年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算 (第1号)

専決第7号 小松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例

専決第8号 小松市国民健康保険条例及び小松市後期高齢者医療に関する 条例の一部を改正する条例

専決第9号 令和2年度小松市一般会計補正予算(第3号)

専決第10号 令和2年度小松市一般会計補正予算(第4号)

専決第5号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規 定により、専決処分する。

令和2年3月31日

小松市長 和 田 愼 司

令和元年度小松市一般会計補正予算(第5号)

令和元年度小松市一般会計補正予算 (第5号)

令和元年度小松市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ123,289千円を減額 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,590,851千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

- 第2条 既定の繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。 (地方債の補正)
- 第3条 既定の地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正 歲 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2	地方譲与税	千円 358, 000	千円 △3,000	千円 355,000
	1 地方揮発油讓与税	96, 000	△10, 000	86, 000
	2 自動車重量譲与税	240, 000	7, 000	247, 000
3	利子割交付金	32,000	△20, 000	12, 000
	1 利子割交付金	32, 000	△20, 000	12, 000
4	配当割交付金	70, 000	△10, 000	60,000
	1 配当割交付金	70, 000	△10, 000	60, 000
5	株式等譲渡所得割交付金	65, 000	△29, 000	36, 000
	1 株式等譲渡所得割交付金	65, 000	△29, 000	36, 000
6	地方消費税交付金	2, 170, 000	△136, 000	2, 034, 000
	1 地方消費税交付金	2, 170, 000	△136, 000	2, 034, 000
7	ゴルフ場利用税交付金	57, 000	4, 000	61, 000
	1 ゴルフ場利用税交付金	57, 000	4, 000	61, 000
11	地方特例交付金	207, 000	57, 000	264, 000
	1 地方特例交付金	97, 000	8, 000	105, 000
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	110, 000	49, 000	159, 000
12	地方交付税	6, 470, 000	△50, 000	6, 420, 000
	1 地方交付税	6, 470, 000	△50, 000	6, 420, 000
16	国庫支出金	7, 880, 683	△5, 163	7, 875, 520
	1 国庫負担金	4, 941, 904	△3, 400	4, 938, 504
	2 国庫補助金	2, 891, 121	△1, 763	2, 889, 358
17	県支出金	3, 421, 862	△23, 111	3, 398, 751
	2 県補助金	884, 398	△23, 111	861, 287
19	寄附金	331, 560	22, 995	354, 555
	1 寄附金	331, 560	22, 995	354, 555
20	繰入金	983, 302	283	983, 585

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 # A W 1 A	千円	千円	千円
	1 基金繰入金	983, 302	283	983, 585
21 絼		136, 588	103, 857	240, 445
	1 繰越金	136, 588	103, 857	240, 445
22 諸	省収入	565, 339	5, 550	570, 889
	4 雑入	452, 066	5, 550	457, 616
23 市	ī債 	5, 952, 500	△40, 700	5, 911, 800
	1 市債	5, 952, 500	△40, 700	5, 911, 800
	歳 入 合 計	46, 714, 140	△123, 289	46, 590, 851

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 糸	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	千円 3,869,242	千円 9,120	千円 3,878,362
	1 総務管理費	3, 185, 083	9, 120	3, 194, 203
3 Þ		15, 748, 244	△28, 139	15, 720, 105
	1 社会福祉費	7, 051, 588	△11, 484	7, 040, 104
	2 児童福祉費	7, 785, 457	5, 345	7, 790, 802
	3 生活保護費	911, 199	△22, 000	889, 199
4 徫	· 好生費	2, 750, 339	△15, 000	2, 735, 339
	1 保健衛生費	875, 696	△15, 000	860, 696
6 農		1, 270, 471	△32, 400	1, 238, 071
	1 農業費	889, 623	△32, 400	857, 223
	2 林業費	344, 543	0	344, 543
7 商	五費	1, 259, 216	32, 000	1, 291, 216
	1 商工費	1, 259, 216	32, 000	1, 291, 216
8 ±	二木費	6, 586, 855	△86, 000	6, 500, 855
	2 道路橋りょう費	1, 420, 609	△40, 000	1, 380, 609
	4 都市計画費	1, 736, 570	△46, 000	1, 690, 570
	6 飛行場費	620, 414	0	620, 414
9 消	肖防費	1, 218, 870	△5, 770	1, 213, 100
	1 消防費	1, 218, 870	△5, 770	1, 213, 100
10 孝	女育費	7, 767, 646	2, 900	7, 770, 546
	1 教育総務費	1, 045, 244	0	1, 045, 244
	2 小学校費	1, 592, 775	0	1, 592, 775
	5 社会教育費	1, 438, 326	1, 500	1, 439, 826
	6 保健体育費	912, 688	1, 400	914, 088
	7 大学費	1, 979, 985	0	1, 979, 985
	歳出合計	46, 714, 140	△123, 289	46, 590, 851

第2表 繰越明許費補正

(追 加) (単位千円) 款 項 事 業 名 金 額 (仮称) 2040年ビジョン策定費 3,000 2. 総務 費 1. 総務管理費 庁内情報システム運営費 8,039 社会福祉費 公的介護施設等整備費 1. 1,287 民 生 統合保育所施設整備費 3. 24, 576 2. 児童福祉費 児童センター施設整備費 63, 843 プレミアム付商品券発行費 7. 商 工 費 1. 商 工費 37,000 道 2. 道路改良舗装費 33, 100 橋りょう費 北陸新幹線建設推進費 15, 180 都市計画費 8. 土 木 費 県営街路整備費負担金 39, 304 航空プラザ魅力アップ費 13,000 飛行場費 6. 基地周辺道路整備費 40,000 9. 消 防 費 1. 消防 費 急傾斜地崩壊対策費 1,565 5. 社会教育費 やさしいまちづくり推進費 (博物館) 7,715 10. 教 体育施設整備費 9,443 保健体育費 6. 学校給食運営費 7,400

(変 更) (単位千円)

(发	<u> </u>													(<u>+</u> <u>U</u>	<u> </u>	
款		項			補	正	育	ή		補	正	後	Ê			
	ду		·		事	業	名	金	額	事	業	名	金	額		
6.	農林水産業費		2.	林 業 費	林道塱	整備費			13, 774	林道	整備費			11,000		
			費	2.	71° 未 貞	林業區	林業専用道開設費			9, 022	林業専用道開設費			15, 000		
				2.	道 路 橋りょう費	橋りょう改修等整 備費			138, 000	橋り 備費	よう改作	答等整	1	39, 800		
			[情りより質]			消雪施設整備費		請費		52, 000	消雪施設整備費			52, 300		
						10, 800	都市排水路整備費				86, 500					
						都市記	計画調査	歪費		4,000	00 都市計画調査費		查費		4, 180	
8.	土	木	費				沢ターミ /推進費			18, 000		駅ター シ推進費			18, 500	
		715	、 只			北国征整備	封道無電 費	這柱化		187, 700	北国	街道無電 費	 直柱化	1	91,000	
				4.	都市計画費		你) 粟津 広場整備			9, 500		称) 粟濱 広場整例		9, 40	9, 400	
						幸八帅	番線整備	請費	:	202, 900	幸八「	潘線整 6		<i>c</i> 2	201, 080	
						今江春日神社線外 1路線整備費			6, 900	今江 1路	春日神神 線整備費	土線外		9, 580		
						安宅新画整理	新地区士 里費	土地区		11, 500	安宅	新地区 <u>-</u> 理費	上地区		8, 500	
10.	教	育	費	4.	高等学校費	市立高校改修費			11,000	市立	高校改修			13, 618		
	秋	Ħ	月 貸	以 月 1		5.	社会教育費		国府こま 発見費	きつ歴		1,870		国府こる 発見費	まつ歴	

第3表 地方債補正

(変更) (単位千円)

(変 更)	裤	Ħ	正	前	神	Ħ	(単位十円) 正 後		
起債の目的	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	
児童センター 施 設 整 備 費	53, 400				54, 200				
北谷線開設費	37, 000				38, 000				
道路橋りょう整備 費	466, 700				387, 700				
北陸新幹線建設推進費	135, 000				103, 500				
県 営 街 路 整 備 費	81, 000				72, 000				
航 空 プ ラ ザ 魅力アップ費	8, 200	普通資は発行	5.0%以内 (ただし,	資るた政よ限し還又 外に 大震な がい がっと がっと がいり を がい がっと がっと は がい	10, 700	普借証行	5. (利方入に利をには直率 0. た率式れつ率行お,し) %だ見でるい見っい当後以し直借資て直たて該の内,しり金,し後 見利	借資るた政よ限し還又をが 入条。だのりを,をはすで 入条。だのりを,をはすで のに ,況還縮上し換こる 融よ 財に年 償,えと。	
小学校校舎等 改 修 費	265, 300		利率見直し方式で借り入れる資金について、		272, 500				
芦城センター 改 修 費	82, 000		利率見直し を行った後 において は,当該見		32, 000				
やさしいまち づくり推進費	7, 700		直し後の利率)		13, 100				
体 育 施 設 整 備 費	45, 600				34, 800				
東京オリパラ 推 進 費	2, 200				2, 300				
公立小松大学 施 設 整 備 費	702, 900				691, 900				
I C T 教育環境推進費	152, 500				160, 300				
減収補塡債	340, 000				465, 800				
<u>≓</u>	5, 952, 500				5, 911, 800				

専決第6号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規 定により、専決処分する。

令和2年3月31日

小松市長 和 田 愼 司

令和元年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

令和元年度小松市国民健康保険事業特別会 計補正予算(第4号)

令和元年度小松市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に 定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ274,430千円を減額 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,235,633千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 🗵	国民健康保険税	2, 058, 000	25, 000	2, 083, 000
	1 国民健康保険税	2, 058, 000	25, 000	2, 083, 000
2 県	表支出金	7, 486, 212	△231, 127	7, 255, 085
	1 県補助金	7, 486, 211	△231, 127	7, 255, 084
4 約	製入金	886, 565	△184, 953	701, 612
	1 一般会計繰入金	704, 612	△3,000	701, 612
	2 基金繰入金	181, 953	△181, 953	0
5 終	· 操越金	12, 260	116, 650	128, 910
	1 繰越金	12, 260	116, 650	128, 910
	歳 入 合 計	10, 510, 063	△274, 430	10, 235, 633

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 保険給付費		7, 262, 130	$\triangle 275,000$	6, 987, 130
	1 療養諸費	6, 287, 300	△198, 000	6, 089, 300
	2 高額療養費	944, 620	△72, 000	872, 620
	4 出産育児諸費	23, 100	△5, 000	18, 100
4 伢	R.健事業費	209, 603	△2, 500	207, 103
	2 保健事業費	136, 580	△2, 500	134, 080
7 請	省支出金	70, 127	3, 070	73, 197
	2 繰出金	14, 940	3, 070	18, 010
	歳 出 合 計	10, 510, 063	△274, 430	10, 235, 633

専決第7号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規 定により、専決処分する。

令和2年3月31日

小松市長 和 田 愼 司

令和元年度小松市産業団地事業特別会計補正予算(第4号)

令和元年度小松市産業団地事業特別会計補 正予算(第4号)

令和元年度小松市の産業団地事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 既定の繰越明許費の補正は、「第1表繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

(変 更)									(単位	千円)
款	項	補	正	育	ij		補	正	後	
办人	以	事 業	名	金	額	事	業	名	金	額
3. 土地区画整理費	1. 土地区画整理費	安宅新地			66, 000		新地区 区画整理	里費	1	50, 500

専決第8号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規 定により、専決処分する。

令和2年3月31日

小松市長 和 田 愼 司

令和元年度小松市国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算(第3号)

令和元年度国民健康保険小松市民病院 事業会計補正予算(第3号)

第1条 令和元年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算(第 3号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算(以下「予算」と いう。)第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

口口

第1款 病院事業収益 8,660,000千円 △1,758千円 8,658,242千円

第2項 医業外収益

入

706, 163千円 △1, 758千円 704, 405千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「133,000千円」を「208,372千円」に、「26,516 千円」を「28,498千円」に、「103,441千円」を「176,831千円」に改め、資 本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(△は減を示す。)

灯 入

第 1 款 資 本 的 収 入 919,000千円 \triangle 72,172千円 846,828千円

第1項 企 業 債

627,300千円 △77,000千円 550,300千円

第4項 補 助 金

2,700千円 4,828千円 7,528千円

第4条 予算第5条表中「627,300」を「550,300」に改める。

第5条 予算第9条中「14,940」を「18,010」に改める。

専決第9号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規 定により、専決処分する。

令和2年3月31日

小松市長 和田 愼司

小松市税条例等の一部を改正する条例

小松市税条例等の一部を改正する条例

(小松市税条例の一部改正)

第1条 小松市税条例(昭和34年小松市条例第10号)の一部を次のように改正 する。

第39条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に 改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第39条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に 改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3 号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第51条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第64条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第64条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第99条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定 は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこ の売渡し又は消費等について、第101条第1項又は第2項の規定による申 告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の 適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行 規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適 用する。

第101条第1項中「第99条第2項」を「第99条第3項」に改める。

第154条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで,第22項から第24項まで,第26項,第28項から第31項まで,第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで,第21項から第23項まで,第25項,第27項から第30項まで,第32項又は第33項」に改める。

附則第5条,第6条及び第8条の2第1項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第10条の4中「, 第19項, 第21項から第25項まで, 第27項, 第28項, 第32項, 第36項, 第40項, 第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで, 第24項, 第25項, 第29項, 第33項, 第37項から第39項まで, 第42項から第44項まで, 第47項若しくは第48項」に, 「第34項」を「第33項」に, 「又は法」を「又は」に改める。

附則第12条第4項中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。 附則第12条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」 を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項 を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26 項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第1 号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第3号」を「附則 第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則 第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第38項 第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項を削り、同条第14項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ホ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第12条の2第18項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項を削り、同条第23項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第24項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」と「附則第15条第47項」を「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」と「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」と「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第22項とし、同項の次に次の1項を加える。

23 法附則第15条第47項の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第12条の2第25項を同条第24項とする。

附則第14条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

(小松市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 小松市税条例の一部を改正する条例(令和元年小松市条例第3号)の

一部を次のように改正する。

第3条のうち小松市税条例第26条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第1号中「を除く。)」の次に「及び附則第4条」を加え、同条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。 附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き,第1条の規定による改正後の小松市税 条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は,令 和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し,令和元年度分までの 個人の市民税については,なお従前の例による。
- 2 新条例第39条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 新条例第39条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第39条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き,新条例の規定中固定資産税に関する部分は,令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し,令和元年度分までの固定資産税については,なお従前の例による。
- 2 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等

の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の 地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第4項並びに附則第4条第2項 において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対 して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法 附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課す る固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法 附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税に ついては、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 第4条 別段の定めがあるものを除き,新条例の規定中都市計画税に関する部分は,令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し,令和元年度分までの都市計画税については,なお従前の例による。
- 2 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法 附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、な お従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第一号)の施行の日の前日までの間における新条例附則第10条の4の規定の適用については、同項中「,第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

(小松市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 小松市税条例の一部を改正する条例(平成27年小松市条例第30号)の 一部を次のように改正する。

附則第4条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」 に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め 、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」 」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」 に改める。

(小松市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 小松市税条例等の一部を改正する条例(平成29年小松市条例第6号) の一部を次のように改正する。

附則第1条各号列記以外の部分中「平成31年10月1日」を「令和元年10月 1日」に改める。

附則第2条中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成31年10月1日」 を「令和元年10月1日」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成31年10月 1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元 年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「 令和元年度分」に改める。

(小松市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 小松市税条例の一部を改正する条例(平成29年小松市条例第32号)の 一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(小松市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 小松市税条例等の一部を改正する条例(平成30年小松市条例第34号) の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め , 同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め,同条 第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め,同条第7号 中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め,同条第8号中「平 成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め,同条第9号中「平成34年 10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め , 同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め,同条 第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め,同条第4項 及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め , 同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め,同条 第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め,同条第4項 及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

第9条 小松市税条例等の一部を改正する条例(平成31年小松市条例第25号) の一部を次のように改正する。

附則第1条ただし書中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

専決第10号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規 定により、専決処分する。

令和2年3月31日

小松市長 和田 愼司

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小松市国民健康保険税条例の一部を改 正する条例

小松市国民健康保険税条例(昭和31年小松市条例第6号)の一部を次のよう に改正する。

第21条第2号中「28万円」を「28万円5千円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

第25条の見出しを「(準用)」に改める。

第25条の次に次の1条を加える。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第 109号)の施行の日(令和2年4月1日)から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の小松市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度 以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度前までの年度分 の国民健康保険税については、なお従前の例による。

(調整規定)

3 小松市国民健康保険税条例の規定は、小松市国民健康保険税条例の一部を 改正する条例(令和2年小松市条例第16号)によって改正され、次いでこの 条例によって改正されるものとする。

専決第11号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規 定により、専決処分する。

令和2年3月31日

小松市長 和田 愼司

小松市介護保険条例の一部を改正する条例

小松市介護保険条例の一部を改正する 条例

小松市介護保険条例(平成12年小松市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「平成31年度から令和2年度までの各年度に」を「令和2年度に」に、「28,300円」を「22,600円」に改め、同条第3項中「平成31年度から令和2年度までの各年度に」を「令和2年度に」に、「28,300円」を「22,600円」に、「45,300円」を「37,800円」に改め、同条第4項中「平成31年度から令和2年度までの各年度に」を「令和2年度に」に、「28,300円」を「22,600円」に、「54,800円」を「52,900円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(令和2年政令第98号)の施行の日(令和2年4月1日)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の小松市介護保険条例第3条の規定は、令和2年度 分の保険料から適用し、令和2年度前までの年度分の保険料については、な お従前の例による。

(調整規定)

3 小松市介護保険条例の規定は、小松市介護保険条例及び小松市後期高齢者 医療に関する条例の一部を改正する条例(令和2年小松市条例第17号)によって改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

専決第12号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規 定により、専決処分する。

令和2年3月31日

小松市長 和田 愼司

小松市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

小松市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例

小松市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年小松市条例第29号)の一部を 次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 前項の補償基礎額は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号。以下「政令」という。)第2条第2項から第4項までの規定並びに政令別表の階級及び勤続年数の区分に応じ、当該各区分に定める額とする。

第5条第3項及び第4項を削る。

附則第3条の4第5項第2号,同条第6項,第4条第7項第2号及び同条第 8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の小松市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた小松市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下この項において「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給す

べき事由の生じた	と同日前の期間に係る傷病補償年金等については,	なお従前
の例による。		

専決第1号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規 定により、専決処分する。

令和2年4月5日

小松市長 和田 愼司

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

発生の事故に係る損害賠償の額は、次のとおりとする。

記

1 相 手 方 (記載省略)

2 損害賠償額 (記載省略)

3 事故の概要 (記載省略)

専決第2号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規 定により、専決処分する。

令和2年4月7日

小松市長 和田 愼司

所有権移転登記手続請求事件に係る訴えの提起について

所有権移転登記手続請求事件に係る訴 えの提起について

民事訴訟法(平成8年法律第109号)第133条第1項の規定による訴えを 次のとおり提起するものとする。

記

- 訴えの相手方
 (記載省略)
- 2 対象物件
 - (1) 種類 土地
 - (2) 所在 小松市安宅町甲
 - (3) 地番 18番1
 - (4) 地目 畑
 - (5) 地積 238平方メートル
- 3 訴えの内容

前項に記載の物件について、取得時効を原因とする所有権移転登記 手続を求めるもの。

- 4 訴えを提起する裁判所 金沢地方裁判所小松支部
- 5 訴訟の方針

第一審判決の結果, 必要があるときは上訴するものとする。

専決第3号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規 定により、専決処分する。

令和2年4月17日

小松市長 和 田 愼 司

令和2年度小松市一般会計補正予算(第1号)

令和2年度小松市一般会計補正予算 (第1号)

令和2年度小松市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

第1表 歲出予算補正 歲 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 復	新生費 	2, 746, 142	9, 000	2, 755, 142
	1 保健衛生費	835, 184	9, 000	844, 184
7 雨	药工費	854, 453	500	854, 953
	1 商工費	854, 453	500	854, 953
10 孝	数育費	7, 250, 510	△9, 500	7, 241, 010
	5 社会教育費	1, 561, 893	△2, 500	1, 559, 393
	6 保健体育費	971, 697	△7, 000	964, 697
	歳 出 合 計	45, 870, 000	0	45, 870, 000

専決第4号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規 定により、専決処分する。

令和2年4月24日

小松市長 和 田 愼 司

令和2年度小松市一般会計補正予算(第2号)

令和2年度小松市一般会計補正予算 (第2号)

令和2年度小松市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,149,000千円を追加 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,019,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正 歲 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 5		千円	千円	千円
16	国庫支出金 	8, 509, 431	11, 060, 200	19, 569, 631
	2 国庫補助金	3, 290, 504	11, 060, 200	14, 350, 704
21 終	操越金	1	88, 800	88, 801
	1 繰越金	1	88, 800	88, 801
	歳 入 合 計	45, 870, 000	11, 149, 000	57, 019, 000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	#
3 月	R.生費	千円 16, 501, 132	千円 167, 700	千円 16, 668, 832
	2 児童福祉費	8, 546, 383	167, 700	8, 714, 083
7 商	五費	854, 953	10, 944, 000	11, 798, 953
	1 商工費	854, 953	10, 944, 000	11, 798, 953
10 巻	女育費	7, 241, 010	37, 300	7, 278, 310
	2 小学校費	1, 592, 195	18, 400	1, 610, 595
	3 中学校費	515, 146	10, 400	525, 546
	4 高等学校費	500, 881	1, 200	502, 081
	5 社会教育費	1, 559, 393	6, 300	1, 565, 693
	6 保健体育費	964, 697	1,000	965, 697
	歳 出 合 計	45, 870, 000	11, 149, 000	57, 019, 000

専決第5号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規 定により、専決処分する。

令和2年4月24日

小松市長 和 田 愼 司

令和2年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和2年度小松市国民健康保険事業特別会 計補正予算(第1号)

令和2年度小松市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は,次に 定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,256,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 県	昊支出金	7, 436, 986	2,000	7, 438, 986
	1 県補助金	7, 436, 985	2, 000	7, 438, 985
	歳 入 合 計	10, 254, 000	2, 000	10, 256, 000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 伊	录除給付費	7, 282, 006	2, 000	7, 284, 006
	6 傷病手当諸費	0	2,000	2,000
	歳出合計	10, 254, 000	2,000	10, 256, 000

専決第6号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規 定により、専決処分する。

令和2年4月24日

小松市長 和 田 慎 司

令和2年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算(第1号)

令和2年度国民健康保険小松市民病院 事業会計補正予算(第1号)

第1条 令和2年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算(第 1号) は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算(以下「予算」と いう。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)

(既決予定額) (補正予定額) (計)

入

灯

第1款 病院事業収益 8,620,000千円 700千円 8,620,700千円

第2項 医業外収益

687,080千円 700千円 687,780千円

支 出

第1款 病院事業費用 8,578,000千円 22,500千円 8,600,500千円

第1項 医業費用 8,498,962千円 22,500千円 8,521,462千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「199,000千円」を「199,200千円」に、「27,877 千円」を「12,801千円」に、「167,767千円」を「183,043千円」に改め、資 本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)

(既決予定額) (補正予定額) (計)

収

入

第1款 資本的収入 1,194,000千円 6,300千円 1,200,300千円

第4項 補 助 金

2,800千円 6,300千円 9,100千円

支 出

第1款 資本的支出 1,393,000千円 6,500千円 1,399,500千円

第1項 建設改良費 870,000千円 6,500千円 876,500千円

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(1) 職員給与費 4,347,283千円 20,700千円 4,367,983千円

専決第7号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規 定により、専決処分する。

令和2年4月24日

小松市長 和田 愼司

小松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

小松市職員の特殊勤務手当に関する条 例の一部を改正する条例

小松市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年小松市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「感染症防疫作業」を「感染症防疫等作業」に改める。

第4条の見出し中「感染症防疫作業」を「感染症防疫等作業」に改め、同条 第2項中「290円」を「4,000円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

専決第8号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規 定により、専決処分する。

令和2年4月24日

小松市長 和田 愼司

小松市国民健康保険条例及び小松市後期高齢者医療に関する条例の一部を改 正する条例

小松市国民健康保険条例及び小松市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(小松市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 小松市国民健康保険条例(昭和34年小松市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第1項を附則第1条とする。

附則第2項を削り、附則に次の3条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

- 第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する 給与等をいい,賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。) を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服 することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24 年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する 月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で 除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、 5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとす る。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があると きは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1

円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を 超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給 与等との調整)

- 第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり 当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受ける ことができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当 金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第 2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 第4条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(小松市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 小松市後期高齢者医療に関する条例(平成20年小松市条例第9号)の 一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附則

この名間は	公左の日から 佐行!	第1条の担党に1	トスみで後のよれす	
	、公布の日から施行し, 附則第2条から第4条ま			
日か行和2年	1月1日から規則で定め	ソるロまでの前に別	男りる場合に週用り	る。

専決第9号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規 定により、専決処分する。

令和2年5月8日

小松市長 和 田 愼 司

令和2年度小松市一般会計補正予算(第3号)

令和2年度小松市一般会計補正予算 (第3号)

令和2年度小松市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ388,000千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,407,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16 ⅓	国庫支出金	19, 569, 631	200, 000	19, 769, 631
	2 国庫補助金	14, 350, 704	200, 000	14, 550, 704
20 縵	操入金	542, 292	15, 000	557, 292
	1 基金繰入金	542, 292	15, 000	557, 292
21 終	· · · · ·	88, 801	173, 000	261, 801
	1 繰越金	88, 801	173, 000	261, 801
	歳 入 合 計	57, 019, 000	388, 000	57, 407, 000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	11
0. 4/1	\	千円	千円	千円
2 税	· 務費	3, 281, 155	103, 000	3, 384, 155
	1 総務管理費	2, 572, 811	103, 000	2, 675, 811
3 月	· 生費	16, 668, 832	65, 000	16, 733, 832
	1 社会福祉費	7, 093, 972	10, 000	7, 103, 972
	2 児童福祉費	8, 714, 083	55, 000	8, 769, 083
4 徫	5生費	2, 755, 142	12, 000	2, 767, 142
	1 保健衛生費	844, 184	12, 000	856, 184
5 劣	労働費	16, 656	20, 000	36, 656
	1 労働諸費	16, 656	20, 000	36, 656
7 商	打費	11, 798, 953	78, 000	11, 876, 953
	1 商工費	11, 798, 953	78, 000	11, 876, 953
10 耄	女育費	7, 278, 310	110, 000	7, 388, 310
	5 社会教育費	1, 565, 693	10, 000	1, 575, 693
	6 保健体育費	965, 697	100, 000	1, 065, 697
	歳 出 合 計	57, 019, 000	388, 000	57, 407, 000

専決第10号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規 定により、専決処分する。

令和2年6月1日

小松市長 和 田 愼 司

令和2年度小松市一般会計補正予算(第4号)

令和2年度小松市一般会計補正予算 (第4号)

令和2年度小松市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ157,000千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,564,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
20 穏	製入金 	557, 292	150, 000	707, 292
	1 基金繰入金	557, 292	150, 000	707, 292
21 終	操越金	261, 801	7, 000	268, 801
	1 繰越金	261, 801	7, 000	268, 801
	歳 入 合 計	57, 407, 000	157, 000	57, 564, 000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2.4 44.	千円	千円	千円
3 因	是生費	16, 733, 832	3, 900	16, 737, 732
	1 社会福祉費	7, 103, 972	3, 900	7, 107, 872
6 農	基林水産業費	1, 870, 163	8, 100	1, 878, 263
	1 農業費	1, 600, 244	3, 800	1, 604, 044
	2 林業費	233, 847	1, 300	235, 147
	3 水産業費	36, 072	3, 000	39, 072
7 商	五費	11, 876, 953	145, 000	12, 021, 953
	1 商工費	11, 876, 953	145, 000	12, 021, 953
	歳 出 合 計	57, 407, 000	157, 000	57, 564, 000

									報告第2号
		令和元年度小松市-		一般会計繰越明許費繰越計算書	午費繰越計	算量			
				_					(単位 円)
						左の	財源内	訳	
桊	暦	事	金額	翌年度繰越額		未収	入特定財	源	一. 单少日子沙百
					死状入村 た対 你	国県支出金	地方債	その他	
6 公 次 电	-	(仮称)2040年ビジョン策定費	3, 000, 000	3, 000, 000					3, 000, 000
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1.	庁内情報システム運営費	8, 039, 000	8, 039, 000					8, 039, 000
	1. 社会福祉費	、公的介護施設等整備費	1, 287, 000	1, 287, 000		1, 287, 000			
3. 民 生 費	C	統合保育所施設整備費	24, 576, 000	24, 576, 000			22, 100, 000		2, 476, 000
	٠ / ١	児童センター施設整備費	63, 843, 000	63, 843, 000			51,000,000		12, 843, 000
		リサイクルセンター・最終処分場管理運営費	14, 300, 000	14, 300, 000			12, 900, 000		1, 400, 000
4. 衛生費	[2. 環境対策費	・一般経費 (ごみ処理対策費)	2, 310, 000	2, 310, 000					2, 310, 000
		小松加賀衛生センターし尿処理施設改築負担金	3, 765, 000	3, 765, 000					3, 765, 000
	1 開 茶 單	県営土地改良費負担金	48, 000, 000	48, 000, 000			34, 600, 000	5, 000, 000	8, 400, 000
	· Ā	土地改良施設維持管理適正化費	4, 800, 000	4, 800, 000				4, 500, 000	300, 000
	12	林道整備費	11, 000, 000	11, 000, 000		8, 265, 000	2, 700, 000		35,000
大 踊 業	C	県営広域基幹林 <u>道整</u> 備費負担金	11, 726, 000	11, 726, 000			11,615,000		111, 000
		北谷線開設費	55, 000, 000	55, 000, 000		36, 324, 000	18, 500, 000		176, 000
		林業専用道開設費	15, 000, 000	15, 000, 000		9,022,000	5, 300, 000		678, 000
4 上 報	- 2	プレミアム付商品券発行費	37, 000, 000	37, 000, 000		37, 000, 000			
-	1. 追	遊泉寺銅山跡整備費	11, 380, 000	11, 380, 000					11, 380, 000
		道路整備費	777, 000	777, 000			600,000		177, 000
# + - -	浬 (道路改良舗装費	33, 100, 000	33, 100, 000			29, 700, 000		3, 400, 000
<	1. 葡ゥホッ	橋りょう改修等整備費	139, 800, 000	139, 800, 000		72, 838, 000	62, 050, 000		4, 912, 000
		消雪施設整備費	52, 300, 000	52, 300, 000		30, 208, 000	21,800,000		292, 000

(単位 円)		四十八日十八日		150, 000	172, 000	3, 400, 000	4, 180, 000	1, 400, 000	14, 200, 000	600, 000	1, 480, 000	1, 080, 000	1, 120, 000	2, 904, 000	800, 000	600, 000	900, 000	4, 700, 000	15, 200, 000	76, 000				230, 000	2, 618, 000
	左の財源内訳	未収入特定財源	金地方債その他	2, 750, 000 2, 600, 000	7, 228, 000 6, 600, 000	30, 300, 000		9,000,000 8,100,000), 000 115, 000, 000	8, 500, 000 300, 000	13, 700, 000	0,000 100,000,000	4, 460, 000 4, 000, 000	36, 400, 000	7, 200, 000	5, 900, 000 5, 300, 000	7,600,000	8, 300, 000	3,000 800,000	1, 020, 000 469, 000), 000 160, 300, 000), 000 154, 000, 000), 000 192, 600, 000		5,500,000 5,500,000
	2	三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	が状へ付た別が 国界支出金			52, 800, 000			61, 800, 000			100, 000, 000							24,000,000		134, 700, 000	65, 200, 000	57, 100, 000		
		翌年度繰越額		5, 500, 000	14, 000, 000	86, 500, 000	4, 180, 000	18, 500, 000	191, 000, 000	9, 400, 000	15, 180, 000	201, 080, 000	9, 580, 000	39, 304, 000	8, 000, 000	11, 800, 000	8, 500, 000	13, 000, 000	40, 000, 000	1, 565, 000	295, 000, 000	219, 200, 000	249, 700, 000	230, 000	13, 618, 000
		金額		5, 500, 000	14, 000, 000	86, 500, 000	4, 180, 000	18, 500, 000	191, 000, 000	9, 400, 000	15, 180, 000	201, 080, 000	9, 580, 000	39, 304, 000	8, 000, 000	11, 800, 000	8, 500, 000	13, 000, 000	40, 000, 000	1, 565, 000	295, 000, 000	219, 200, 000	249, 700, 000	230,000	13, 618, 000
		業		交通安全施設整備費	通学路整備費	都市排水路整備費	都市計画調査費	小松駅ターミナルプラン推進費	北国街道無電柱化整備費	(仮称) 粟津温泉交流広場整備費	北陸新幹線建設推進費	都 市 計 画 費 幸八幡線整備費	今江春日神社線外1路線整備費	県営街路整備費負担金	フローラルこまつ推進費	安宅公園リニューアル整備費	安宅新地区土地区画整理費	航空プラザ魅力アップ費	基地周辺道路整備費	急傾斜地崩壞対策費	ICT教育環境推進費	小学校校舎等改修費	松東みどり学園整備費	中学校校舎等改修費	等学校費 市立高校改修費
		型		道路	橋りょう	3. 河 川 費					100	4.						おいまれ	JR 11 3/1	1.消防費	1. 教育総務費	中 公 小 ら	X + 17 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3. 中学校費	4. 高等学校費
		桊									# + -	< -1								9. 消 防 費			10. 教育費		

(単位 円)	一十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	/LXX1 10/X	4, 122, 000		815,000	2, 443, 000	1,850,000	128, 734, 000
凯	源	その危					5, 550, 000	15, 519, 000
財源内	入特定財	地方債			6, 900, 000	7,000,000		1, 146, 385, 000
在の	米	国県支出金						733, 882, 000
	四四人 蜂完 时酒	M-1X / V-13 / C-15 / W-1		10, 000, 000				10, 000, 000
	翌年度繰越額	21	4, 122, 000	10, 000, 000	7, 715, 000	9, 443, 000	7, 400, 000	2, 034, 520, 000
	金額		4, 122, 000	10, 000, 000	7, 715, 000	9, 443, 000	7, 400, 000	2, 034, 520, 000
	允		4	カアップ費	(博物館)			
	華		加賀国府こまつ歴史再発見費	ものづくり科学館魅力ア	やさしいまちづくり推進費 (博物館)	体育施設整備費	学校給食運営費	111111111111111111111111111111111111111
	通		加賀国》	社会教育費のとと	やさし	体育施 (1) 中 K - X 弗	ĮK(√□
				5. #	南	9		-

Ê	Ę.	多			
(単位	百 <u>/</u> 七日 小向	NX K)			
左の財源内訳	収入特定財	国県支出金 地方債 その他	150, 500, 000	150, 500, 000	
	1. 1. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.	を大くさんを多			
	翌年度繰越額		150, 500, 000	150, 500, 000	
	金額		150, 500, 000	150, 500, 000	
夲					
	揪		区画整理費	111111111111111111111111111111111111111	
	빠		安宅新地区土地区画整理費		
	型		1. 整理費	<□	
	崧		1. 整 理 費		

		田			ゴ や 類 め	
4 号		足血			関連工事工期 調整等のため	
報告第4号		翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸	国 と まく うな 変	0	0	
		不用額	E	0	0	
		垂	K	919, 200, 000	919, 200, 000	
集		内 誤 業 賃	E	0	0	
子管縮計		財源 一般会計出資金	E	0	0	
十水,省重、紫仝。中央 管 編 批 計 信 圭	<u> </u>	五 の国庫補助金	E	16, 500, 000	16, 500, 000	
事 汽 七		工事負担金	E	2, 500, 000	2, 500, 000	
		中 ‡		938, 200, 000	938, 200, 000	
今和	神越額	太 拉	E H		0	
	る建設改良費の	子算計上額	E	938, 200, 000	938, 200, 000	
	(1) 項の規定によ	業			配水管布設工事等	
	プログラング は 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	層			1.建設改良費	
	地方公営企	赖		1.資本的支出		

				今和 元 年			大	# 	会計予算約	今和元年度小松市水道事業会計予算繰越計算書		掛	報告第5号
地方公営企業	地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額	ただし書きのタ	規定によ	、る事故繰越額	\ \			, ,					
长	層	無	始	子算計上額	支 % 払		路 强	# #	展 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	版 世 祖 報	A 用 額	年度繰越額に係越を要するたな	說明
	100			H 14, 400, 000	H	Ħ	版 田 0	00,00	1, 400, 00	来 13,0	E O	耳屈 2 罪 4 改 及 徵 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国	
	1. 営業費用	四	作 蝦 樂	14, 400, 000			0	14, 400, 000	1,400,000	13, 000, 000	0	0	関連工事工期調整 等のため
			1				-			_			
						,							

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次の事項 につき専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

専決第4号 損害賠償の額を定めることについて

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和2年3月25日

小松市長 和田 愼司

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

発生の交通事故に係る損害賠償の額は、次のとおりとする。

記

1 相 手 方 (記載省略)

2 損害賠償額 (記載省略)

3 事故の概要 (記載省略)

報告第8号

法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、小松 市土地開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

1 令和元年度小松市土地開発公社決算状況

事業実績

公有地取得事業(取得)

	事業区分	金額(円)	備 考
代行用地	安宅新地区土地区画整理事業	369,243,695	安宅新町ワ6番 ほか179筆 42,122.87㎡

公有地取得事業(処分)

	事 業 区 分	金額(円)	備考
	土居原第2駐車場用地取得事業	19,573,000	土居原町782番2 336.31㎡
公有	小松市土地開発公社健全化促進費	80,000,000	時価簿価差改善 2件
用地	·小松駅付近連続立体交差事業(仮線敷)	(20,000,000)	
	•(仮称)小松駅南駐車場用地取得事業	(60,000,000)	
	승 카	99,573,000	

附带等事業(保有地賃貸)

	事業区分	金額(円)	備 考
	土居原第2駐車場用地取得事業	44,178	駅西第2月極駐車場
	小松駅付近連続立体交差事業(仮線敷, 8, 9)	2,054,200	日の出第1駐車場,新幹線工事
公有	都市計画道路根上小松線用地取得事業58今森	544,971	新幹線工事
用地	空港周辺整備事業代替用地	5,224,932	新幹線工事
	小松駅西土地区画整理事業(清, 9, 10, 12)	6,470,000	駅西駐車場
	(仮称)小松駅南駐車場用地取得事業	4,400,000	駅南駐車場
完成土地	矢田野工業団地造成事業	1,056,932	民間賃貸
	合 計	19,795,213	

貸借対照表

(令和2年3月31日) (単位:円) 資産の部 1 流動資産 (1)現金及び預金 240,783,207 (2)未収金 (3)公有用地 1,493,154,650 (4)代行用地 369,243,695 (5)完成土地等 0 流動資産合計 2,103,181,552 2 固定資産 (1)出資金 5,000,000 固定資産合計 5,000,000 資産合計 2,108,181,552 負債の部 1 流動負債 (1)短期借入金 457,181,413 (2)未払金 43,364,740 流動負債合計 500,546,153 2 固定負債 (1)長期借入金 1,500,000,000 固定負債合計 1,500,000,000 負債合計 2,000,546,153 資本の部 1 資本金 (1)基本財産 5,000,000 資本金合計 5,000,000 2 準備金 (1)前期繰越準備金 101,715,215 920,184 (2) 当年度純利益 準備金合計 102,635,399 資本合計 107,635,399 2,108,181,552 負債•資本合計

損益計算書

(平成31年4月1日~令和2年3月31日)

(単位:円)

 事業収益 (1)公有地取得事業収益 (2)土地造成事業収益 	99,573,000 0		
(3)附带等事業収益	19,795,213	119,368,213	
2 事業原価			
(1)公有地取得事業原価	98,133,167		
(2)土地造成事業原価	0		
(3)附带等事業原価	16,315,573	114,448,740	
事業総利益			4,919,473
3 販売費及び一般管理費			4,108,877
事業利益			810,596
4 事業外収益			
(1)受取利息	500		
(2)雑収益	109,088	109,588	
5 事業外費用			
(1)支払利息	0	0	
事業外利益			109,588
経常利益			920,184
当期純利益			920,184

剰余金計算書

(平成31年4月1日~令和2年3月31日)

(単位:円)

1 欠損準備金

(1)前年度末残高 101,613,046

(2)前年度繰入額 102,169

(3)当年度処分額

2 未処分利益剰余金

(1)当年度純利益繰入額920,184当年度未処分利益剰余金920,184

剰余金処理計算書

(単位:円)

1 当年度未処分利益剰余金 920,184

2 利益剰余金処分額

(1) 欠損準備金 _______920,184

3 翌年度繰越利益剰余金 0

キャッシュ・フロー計算書

(平成31年4月1日~令和2年3月31日)

	(1///	1. 1 1 -> 4 1 - 1	(単位:円)	
	古典(イギー)・レット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
Ι	事業活動によるキャッシュ・フロー			
	公有地取得事業収入		99,573,000	
	公有用地壳却収入	99,573,000		
	代行用地壳却収入	0		
	土地造成事業収入		0	
	完成土地等売却収入	0		
	開発中土地売却収入	0		
	附带等事業収入		19,795,213	
	その他の事業収入		109,088	
	収入小計		119,477,301	
	公有地取得事業支出		△ 1,344,314	
	代行用地取得事業支出		$\triangle 369,669,584$	
	土地造成事業支出		0	
	取得に係る支出		v	
	管理に係る支出	0		
	附帯等事業支出		0	
	その他の事業支出		0	
	販売費及び一般管理費支出		38,984,135	
	人件費に係る支出	\triangle 41,000	30,304,133	
	経費に係る支出	39,025,135		
	その他の業務支出	39,020,130	0	
	支出小計		_	
			△ 332,029,763	
	差引小計		$\triangle 212,552,462$	
	利息の受取額		500	
	利息の支払額		0	
	事業活動によるキャッシュ・フロー計		△ 212,551,962 ···(1)
Π	投資活動によるキャッシュ・フロー			
	投資有価証券の取得による支出		0	
	投資有価証券の売却による収入		0	
	有形固定資産の売却による収入		0	
	有形固定資産の取得による支出		0	
	投資活動によるキャッシュ・フロー計		0(2)
				Í
\mathbf{III}				
	短期借入による収入		489,859,950	
	短期借入金の返済による支出		\triangle 602,538,487	
	長期借入による収入		1,500,000,000	
	長期借入金の返済による支出		\triangle 960,000,000	
	金銭出資の受入による収入		0	
	財務活動によるキャッシュ・フロー計		427,321,463 • • • (3)
	現金及び現金同等物増加額(1)+(2)+(3)		214,769,501	
	現金及び現金同等物期首残高		26,013,706	
	現金及び現金同等物期末残高		240,783,207	

2 令和2年度小松市土地開発公社事業計画

令和2年度小松市土地開発公社事業計画を次のとおり定める。

1. 基本方針

公有地の拡大の推進に関する法律の目的に従い、公用地の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与していく。

このうち、市の事業計画が進まないため、長期に渡り保有している公有地については、市の 今後の処分方針と調整しながら、機会を捉えた民間への積極的な売却処分にも努めていく。

2. 個別計画

1)公有地取得事業(取得)

	事業区分	事業場所	地積m2	事業費 (千円)	備考
代行用地	安宅新地区土地区画整理事業	安宅新町地内	62,863	620,000	
	습 計			620,000	

2)公有地取得事業(処分)

長期保有の間に時価が下落し、簿価との差額が生じている公有地に対して、小松市から 健全化促進事業費を受け、買戻しの一環として差額の圧縮に努める。また、必要に応じて、 当事業で利子補給を行い、簿価を抑制する。

	事業区分	地番	地積m2	概算売払価格 (千円)	備考
	小松市土地開発公社健全化促進費			100,000	
公有	小松駅付近連続立体交差事業用地 (仮線敷)			(43,777)	
用地	(仮称)小松駅南駐車場用地取得事業			(52,734)	
	利子補給事業			(3,489)	
	습 計				

3) 附带等事業(保有地賃貸)

暫定の有効活用として保有地の賃貸を行ない、簿価の低減に充てる。

事業区分		地番	地積m2	貸付料 (千円)	備考
	小松駅付近連続立体交差事業(仮線敷, 8, 9)	日の出町三丁目155番7外	602	847	日の出第1駐 車場
公有用	小松駅付近連続立体交差事業(仮線敷, 8, 9) 都市計画道路根上小松線用地取得事業58今森 空港周辺整備事業代替用地	新鍛冶町乙164番5外 日の出町三丁目175番外 草野町ウ2番	14,432	2,891	新幹線工事 用地
地	小松駅西土地区画整理事業(清,9,10,12)	土居原町740番	3,122	6,470	駅西駐車場
	(仮称)小松駅南駐車場用地取得事業	日の出町三丁目8番外	2,043	4,400	駅南駐車場
完成土地	矢田野工業団地造成事業	矢田野町西32番13	3,986	1,057	民間賃貸
	合 計				

4)保有地公募壳却事業

買戻しの見込みがなくなった保有地で売却可能なものについては、積極的に公募による売却 処分を進める。

	事業区分	地番	地積m2	最低売払価格 (千円)	備考
公有用地	小松駅付近連続立体交差事業	八幡町102番2外	134	3,890	
	合 計			3,890	

5)その他処分

その他の長期保有地については、市担当部局と今後の償還調整を図るとともに、民間による保有地照会などの機会を積極的に捉えて、処分に努めるものとする。

3 令和2年度小松市土地開発公社予算

(総 則)

第1条 令和2年度小松市土地開発公社予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		(単位:千円)
収入第1款事	業収益	115,700
第1項	公有地取得事業収益	100,000
第2項	土地造成事業収益	0
第3項	附带等事業収益	15,700
第2款 事	業外収益	31
第1項	受取利息	1
第2項	雑収益	30
	収入合計	115,731
支 出 第1款 事	業原価	111,128
第1項	公有地取得事業原価	100,000
第2項	土地造成事業原価	0
第3項	附带等事業原価	11,128
第2款 販	売費及び一般管理費	4,460
第1項	販売費及び一般管理費	4,460
第3款 事	業外費用	0
第1項	支払利息	0
	支出合計	115,588

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 111,254千円は,

損益勘定留保資金で補填するものとする。)

(単位:千円)

収入 第1款 資本的収入 2,038,000

第1項 借入金 2,038,000

収入合計 2,038,000

支出 第1款 資本的支出 2,149,254

第1項 公有地取得事業費 624,254

第2項 土地造成事業費 0

第3項 借入金償還金 1,525,000

支出合計 2,149,254

(借入金)

第4条 借入金の目的,限度額,借入の方法,利率及び償還の方法を次のとおりと定める。

借入金の目的 公有地取得事業資金に充てるため。

限度額 2,038,000千円

借入の方法 証書借入,借入時期は令和2年度中とする。

ただし、本事業年度において借入を行わなかった金額は、

翌事業年度に繰り越して借入することが出来る。

利率 借入先と協議して定める利率による。

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その

他の場合は理事長が定めるところによる。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、458,000千円と定める。

4 令和2年度小松市土地開発公社資金計画

	区分	予算額
	1 前期繰越金	26,789
	2 公有用地壳却収益	100,000
	3 代行用地壳却収益	0
受	4 完成土地等売却収益	0
受入資	5 附带等事業収益	15,700
金	6 受取利息	1
	7 雑収益	30
	8 長期借入金	1,580,000
	9 短期借入金	458,000
	合 計	2,180,520
	1 一般管理費	4,460
	2 事業外費用	0
+	3 公有用地取得事業費	1,116
支払	4 代行用地取得事業費	623,138
資金	5 完成土地等売却費	0
	6 長期借入金償還金	960,000
	7 短期借入金償還金	565,000
	8 前年度未払金	0
	合 計	2,153,714
	差額	26,806

報告第9号

法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により,一般 財団法人小松市開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

1 令和元年度一般財団法人小松市開発公社決算

事業報告書

1. 事業概要

令和元年度の事業概要は次のとおりです。

1) 駐車場運営事業

事業活動では駐車場事業収益が126,751千円(前年度比3.1%減)となり、全体の利用台数は、時間貸し台数で前年度比8.4%の減、定期利用台数は年度末比で15.5%の増であった。

北陸新幹線関連工事に伴い、駅東ロータリー駐車場が閉鎖された一方、駅東駐車場の利用者の利便性を高めるため、2ヶ所から出入りが可能となり利用台数が大幅に増えた。(43.8%増)

令和元年10月1日の消費税増税に伴い、月極・定期利用の料金を改定した。

財務活動では、長期借入金の定期償還のほか30,000千円を繰上げ償還して負債を逓減した。

2) 駐車場の実績

(1) 時間貸し駐車場 (利用台数及び収入)

駐車場名	収容台数	年間利用台数(台)			料金収入(千円)		
<u> </u>	収谷百剱	H30年度	R1年度	増減率	H30年度	R1年度	増減率
小松駅前立体	306	117,431	110,600	△5.8%	26,635	24,753	△7.1%
小松駅西	117	68,291	70,426	3.1%	25,590	22,759	△11.1%
小松駅東	181	66,543	95,718	43.8%	31,328	35,326	12.8%
小松駅南	101	13,861	15,201	9.7%	1,706	440	△74.2%
小松駅東ロータリー	(14)	52,584	0		2,634	0	
ヒルズパーキング	89	31,084	28,347	△8.8%	5,190	4,640	△10.6%
計	794	349,794	320,292	△8.4%	93,083	87,918	$\triangle 5.5\%$

(1)-1 時間貸し駐車場 (回転率)

11年41月		1日当たり平均台数(台)			回転率		
駐車場名	収容台数	H30年度	R1年度	増減率	H30年度	R1年度	増減
小松駅前立体	306	322	302	△6.2%	1.05	0.99	$\triangle 0.06$
小松駅西	117	187	192	2.7%	1.60	1.64	0.04
小松駅東	181	182	261	43.4%	1.01	1.44	0.43
小松駅南	101	45	42	△6.7%	0.45	0.42	△0.03
小松駅東ロータリー	(14)	167	0		11.93	0.00	
ヒルズパーキング	89	85	77	△9.4%	0.96	0.87	△0.09

(1)-2 時間貸し駐車場 (定期利用台数及び収入)

駐車場名		契約台数(台)			料金収入(千円)		
新平 <i>场</i> 名	収容台数	H30年度末	R1年度末	増減率	H30年度末	R1年度末	増減率
小松駅前立体	306	205	228	11.2%	14,637	15,956	9.0%
小松駅東	181	24	27	12.5%	2,498	2,579	3.3%
小松駅南	101	55	73	32.7%	2,924	3,806	30.2%
計	588	284	328	15.5%	20,058	22,341	11.4%

(2) 月極駐車場 (契約率及び収入)

	厄索厶	又容台 契約台数(台)			約率 料金収入(千円)		
月極駐車場	数数		R1年度末		H30年度末		増減率
			III 干皮术	八十尺八	1100千及水	111十及八	7月10八十
駅西第2	(12)	12	0		1,152	0	
日の出第1	26	26	25	96%	1,151	1,167	1.4%
①高架下新町	6	6	6	100%	288	280	△2.8%
②高架下新鍛冶町	12	12	11	92%	654	611	△6.6%
③高架下小寺町	18	18	18	100%	941	938	△0.3%
④高架下細工町第1	16	13	14	88%	988	926	△6.2%
⑤高架下細工町第2	14	14	13	93%	926	881	△4.8%
⑥高架下土居原町	30	26	28	93%	2,613	2,695	3.1%
⑦高架下第1	34	34	33	97%	2,077	2,007	△3.3%
⑧高架下第2	29	28	25	86%	1,477	1,378	△6.7%
⑨高架下第3	20	20	16	80%	946	841	△11.1%
⑩明峰駅市営	16	14	13	81%	631	638	1.0%
計	221	223	202	91%	13,842	12,362	△10.7%

①~⑩はまちデザイン課より受託駐車場

^{*} 駅西第2は平成31年4月に廃止。

貸借対照表

令和2年3月31日

1 音	±1 🗆	业左曲	並左曲	(単位:円)
1. 流動資産 (1) 現金預金 小口現金 普通預金 現金預金合計 (2) その他流動資産 未収金 その他流動資産合計 (39,273,085 39,131,194 141,891 (2) その他流動資産 未収金 2,524,359 2,972,550 △448,191 その他流動資産合計 (1) 基本財産合計 (2) その他固定資産 (1) 基本財産合計 (2) その他固定資産 建物 737,981,100 737,981,100 0 0 449,601,504 △21,868,794 178,465,521 178,465,521 0 0 位 被被装置減価償却累計 △475,881,165 △174,143,876 △1,737,289 後被装置減価償却累計 △57,710,265 △437,2731 0 位 後機、装置減価償却累計 △57,710,265 17,706,565 17,706,		3年段	削平及	- 追減
(1) 現金預金 小口現金 普通預金 38,588,005 38,486,284 101,721 現金預金合計 39,273,085 39,131,194 141,891 (2) その他流動資産 未収金 2,524,359 2,972,550 △448,191 流動資産合計 2,524,359 2,972,550 △448,191 流動資産合計 41,797,444 42,103,744 △306,300 2. 固定資産 (1) 基本財産 定期預金				
中口現金				
普通預金 現金預金合計 39,273,085 39,131,194 141,891 (2) その他流動資産 未収金 2,524,359 2,972,550 △448,191 での他流動資産合計 2,524,359 2,972,550 △448,191 (1) 基本財産 定期預金 11,000,000 11,000,000 0 0 基本財産合計 11,000,000 11,000,000 0 0 基本財産合計 17,000,000 11,000,000 0 0 (2) その他固定資産 建物 737,981,100 737,981,100 0 建物減価償却累計 △471,470,298 △449,601,504 △21,868,794 推物附帯設備 178,465,521 178,465,521 0 建物附帯設備減価償却累計 △175,881,165 △174,143,876 △1,737,289 機械装置減価償却累計 △68,535,817 △65,535,455 △3,000,362 構築物減価償却累計 △68,535,817 △65,535,455 △3,000,362 構築物減価償却累計 △57,710,265 17,706,565 0 工具器具備品 17,706,565 17,706,565 0 工具器具備品減価償却累計 △57,710,265 17,706,565 0 工具器具備品減価償却累計 △59,99,989 4,474,286 1,435,703 車両連搬具 5,909,989 4,474,286 1,435,703 車両連搬具減価償却累計 △4,698,612 △4,450,604 △248,008 土地 1,113,136,291 1,113,136,291 0 リース資産 12,768,192 12,768,192 0 リース資産減価償却累計 △7,448,112 △5,320,080 △2,128,032 電話加入権 370,552 370,552 0 ソフトウェア 0 0 0 0		605 000	644.010	40 170
現金預金合計 (2) その他流動資産 未収金				•
(2) その他流動資産 未収金				
未収金 2,524,359 2,972,550 △448,191 その他流動資産合計 2,524,359 2,972,550 △448,191 流動資産合計 41,797,444 42,103,744 △306,300 2. 固定資産 11,000,000 11,000,000 0 産期預金 11,000,000 11,000,000 0 建本財産合計 11,000,000 11,000,000 0 (2) その他固定資産 2 2 449,601,504 △21,868,794 建物防帯設備 737,981,100 737,981,100 0 0 建物防帯設備 178,465,521 178,465,521 0 △17,737,289 機械装置 82,231,207 82,231,207 0 0 機械装置減価償却累計 △68,535,817 △68,535,455 △3,000,362 △4,372,731 0 構築物減価償却累計 △57,710,265 △55,939,659 △1,770,606 17,706,565 0 工具器具備品 17,706,565 17,706,565 0 △1,475,703 車両運搬具 5,909,989 4,474,286 1,435,703 車両運搬具 △4,698,612 △4,450,604 △248,008 土地 1,113,136,291 0 リース資産 12,7		39,273,085	39,131,194	141,891
その他流動資産合計		0.504.050	0.050.550	A 440 404
注象性質性				
2. 固定資産 (1) 基本財産 定期預金 基本財産合計 (2) その他固定資産 建物 737,981,100 737,981,100 0 建物減価償却累計 △471,470,298 △449,601,504 △21,868,794 建物附帯設備 178,465,521 178,465,521 0 建物附帯設備 178,465,521 178,465,521 0 建物附帯設備 178,465,521 178,465,521 0 機械装置減価償却累計 △175,881,165 △174,143,876 △1,737,289 後機被装置減価償却累計 △68,535,817 △65,535,455 △3,000,362 構築物 64,372,731 64,372,731 0 位第級場所供與 17,706,565 17				
(1) 基本財産 定期預金		41,797,444	42,103,744	△306,300
定期預金				
基本財産合計 (2) その他固定資産 建物 737,981,100 737,981,100 0 建物減価償却累計 △471,470,298 △449,601,504 △21,868,794 建物附帯設備 178,465,521 178,465,521 0 建物附帯設備減価償却累計 △175,881,165 △174,143,876 △1,737,289 機械装置 82,231,207 82,231,207 0 機械装置減価償却累計 △68,535,817 △65,535,455 △3,000,362 構築物 64,372,731 64,372,731 0 構築物減価償却累計 △57,710,265 △55,939,659 △1,770,606 工具器具備品 17,706,565 17,706,565 0 工具器具備品 17,706,565 17,706,565 0 工具器具備品 5,909,989 4,474,286 1,435,703 車両運搬具 5,909,989 4,474,286 1,435,703 車両運搬具減価償却累計 △4,698,612 △4,450,604 △248,008 土地 1,113,136,291 1,113,136,291 0 リース資産 12,768,192 12,768,192 0 リース資産減価償却累計 △7,448,112 △5,320,080 △2,128,032 電話加入権 370,552 370,552 0 ソフトウェア 0 0 0	1 , , — , , , ,			
(2) その他固定資産 建物 737,981,100 737,981,100 0 建物減価償却累計 △471,470,298 △449,601,504 △21,868,794 建物附帯設備 178,465,521 178,465,521 0 建物附帯設備減価償却累計 △175,881,165 △174,143,876 △1,737,289 機械装置 82,231,207 82,231,207 0 機械装置減価償却累計 △68,535,817 △65,535,455 △3,000,362 構築物 64,372,731 64,372,731 0 構築物減価償却累計 △57,710,265 △55,939,659 △1,770,606 工具器具備品 17,706,565 17,706,565 0 工具器具備品減価償却累計 △17,706,565 17,706,565 0 工具器具備品減価償却累計 △4,698,612 △4,450,604 △248,008 土地 1,113,136,291 1,113,136,291 0 リース資産 12,768,192 12,768,192 0 リース資産減価償却累計 △7,448,112 △5,320,080 △2,128,032 電話加入権 370,552 370,552 0 ソフトウェア 0 0 0				0
建物	基本財産合計	11,000,000	11,000,000	0
建物減価償却累計	(2) その他固定資産			
建物附帯設備	建物	737,981,100	737,981,100	0
建物附帯設備減価償却累計	建物減価償却累計	$\triangle 471,470,298$	$\triangle 449,601,504$	$\triangle 21,868,794$
機械装置 82,231,207 82,231,207 0	建物附带設備	178,465,521	178,465,521	0
機械装置減価償却累計	建物附带設備減価償却累計	$\triangle 175,881,165$	$\triangle 174,143,876$	$\triangle 1,737,289$
構築物 64,372,731 64,372,731 0 公57,710,265 公55,939,659 公1,770,606 工具器具備品 17,706,565 17,706,565 0 公17,517,839 公188,718 車両運搬具 5,909,989 4,474,286 1,435,703 車両運搬具減価償却累計 公4,698,612 公4,450,604 公248,008 土地 1,113,136,291 1,113,136,291 0 リース資産 12,768,192 12,768,192 0 以一ス資産減価償却累計 公7,448,112 公5,320,080 公2,128,032 電話加入権 370,552 370,552 0 ソフトウェア 0 0 0	機械装置	82,231,207	82,231,207	0
構築物減価償却累計	機械装置減価償却累計	\triangle 68,535,817	$\triangle 65,535,455$	△3,000,362
工具器具備品 17,706,565 17,706,565 0	構築物	64,372,731	64,372,731	0
工具器具備品減価償却累計	構築物減価償却累計	△57,710,265	\triangle 55,939,659	$\triangle 1,770,606$
車両運搬具5,909,9894,474,2861,435,703車両運搬具減価償却累計△4,698,612△4,450,604△248,008土地1,113,136,2911,113,136,2910リース資産12,768,19212,768,1920リース資産減価償却累計△7,448,112△5,320,080△2,128,032電話加入権370,552370,5520ソフトウェア000	工具器具備品	17,706,565	17,706,565	0
車両運搬具減価償却累計 △4,698,612 △4,450,604 △248,008 土地 1,113,136,291 1,113,136,291 0 リース資産 12,768,192 12,768,192 0 リース資産減価償却累計 △7,448,112 △5,320,080 △2,128,032 電話加入権 370,552 370,552 0 ソフトウェア 0 0 0	工具器具備品減価償却累計	$\triangle 17,706,557$	$\triangle 17,517,839$	△188,718
土地1,113,136,2911,113,136,2910リース資産12,768,19212,768,1920リース資産減価償却累計△7,448,112△5,320,080△2,128,032電話加入権370,552370,5520ソフトウェア000	車両運搬具	5,909,989	4,474,286	1,435,703
リース資産12,768,19212,768,1920リース資産減価償却累計△7,448,112△5,320,080△2,128,032電話加入権370,552370,5520ソフトウェア00	車両運搬具減価償却累計	$\triangle 4,698,612$	$\triangle 4,450,604$	△248,008
リース資産減価償却累計 電話加入権△7,448,112 370,552△5,320,080 370,552△2,128,032 0ソフトウェア000	土地	1,113,136,291	1,113,136,291	0
電話加入権370,552370,5520ソフトウェア00	リース資産	12,768,192	12,768,192	0
電話加入権370,552370,5520ソフトウェア00	リース資産減価償却累計	$\triangle 7,448,112$	△5,320,080	△2,128,032
ソフトウェア 0 0 0	電話加入権	370,552	370,552	0
	ソフトウェア	_		0
預託金 8,600 8,600 0		8,600	8,600	0
その他固定資産合計 1,409,499,922 1,439,006,028 △29,506,106	その他固定資産合計			△29,506,106
固定資産合計 1,420,499,922 1,450,006,028 △29,506,106	固定資産合計		1,450,006,028	
資産合計 1,462,297,366 1,492,109,772 △29,812,406	資産合計	1,462,297,366	1,492,109,772	△29,812,406

貸借対照表

令和2年3月31日

	,		(七位・11)
Ⅱ負債の部			
1. 流動負債			
未払金	27,027,190	30,032,526	$\triangle 3,005,336$
前受金	1,478,900	363,000	1,115,900
預り金	55,475	14,680	40,795
流動負債合計	28,561,565	30,410,206	△1,848,641
2. 固定負債			
長期借入金	515,470,000	559,639,000	△44,169,000
延払金負債	20,670,000	22,260,000	$\triangle 1,590,000$
リース債務	5,320,080	7,448,112	$\triangle 2,128,032$
固定負債合計	541,460,080	589,347,112	△47,887,032
負債合計	570,021,645	619,757,318	△49,735,673
Ⅲ正味財産の部			
1. 指定正味財産			
定期預金	11,000,000	11,000,000	0
指定正味財産合計	11,000,000	11,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	11,000,000	11,000,000	0
2. 一般正味財産	881,275,721	861,352,454	19,923,267
正味財産合計	892,275,721	872,352,454	19,923,267
負債 及び 正味財産合計	1,462,297,366	1,492,109,772	△29,812,406

<u>正味財産増減計算書</u> 平成31年4月1日から令和2年3月31日

当年度		
1	前年度	増減
020	1.004	A 000
		△932
932	1,804	△932
100 751 504	100 770 175	A 4 001 CE1
		△4,021,651
126,751,524	130,773,175	△4,021,651
000		000
		820
		1,198,887
		1,199,707
133,347,078	136,169,954	△2,822,876
00.101.040	04.000.000	1 400 540
		1,430,740
		2,301,003
		△4,026,430
	-	60,590
		434,042
		96,000
111,559,913	111,263,968	295,945
	0.040.000	
		△384,935
		△384,935
		△88,990
19,923,268	22,657,154	△2,733,886
		0
		0
0	0	0
_	-	1
-		1
		0
$\triangle 1$	0	Δ1
10.000.007	00.057.154	A 0 700 007
		△2,733,887
		22,657,154
881,275,721	801,352,454	19,923,267
		^
		0
11,000,000		0
T TT. UUU. UUU T	11,000,000	0
11,000,000	· · ·	
	932 932 932 126,751,524 126,751,524 820 6,593,802 6,594,622 133,347,078 26,121,346 33,634,649 20,592,919 173,190 30,941,809 96,000 111,559,913 1,863,897 1,863,897 113,423,810 19,923,268 0 0 0 11 1 1 0 △1 1 19,923,267 861,352,454 881,275,721	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$

剰余金計算書

(平成31年4月1日~令和2年3月31日)

(単位:円)

				(+-1-
	剰余金の部			
1 工	事負担金			
(1)前年度末残高	61,267,017		
(2	2) 前年度繰入金	0		
(3	3) 当年度発生額	0		
(4	1) 当年度処分額	0		
(5	5) 当年度末残高	_	61,267,017	
	工事負担金合計		_	61,267,017
資	本剰余金合計		_	61,267,017
利益	剰余金の部			
1 利	益準備金			
(1)前年度末残高	301,685,437		
(2	2) 前年度処分額	0		
(3	3) 当年度発生額	0		
(4	l) 当年度処分額	0		
(5	_ 5) 当年度末残高		301,685,437	
	利益準備金合計		, , ,	301,685,437
2 当	年度剰余金			
-)当年度純利益	19,923,267		
	2) 当年度未処分剰余金 	13,320,201	19,923,267	
\2	当年度剰余金合計	_	13,323,201	19,923,267
			_	13,323,201
利	益剰余金合計		_	321,608,704
剰 余	金 合 計		_	382,875,721

剰余金処分計算書

	(単位:円)
1 当年度未処分剰余金	19,923,267
2 剰余金処分額 (1) 利益準備金繰入額	19,923,267
3 翌年度繰越剰余金	0

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成21年10月16日内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(1) 固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産の償却率は、旧定額法を適用している。 平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の償却率は、250%定率法(定額法の償 却率の2.5倍)を適用している。

平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産の償却率は、200%定率法(定額法の償却率の2.0倍)を適用している。

(2) 消費税などの会計処理

消費税の会計処理は、税込経理方式による。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	11,000,000	0	0	11,000,000
小 計	11,000,000	0	0	11,000,000
特定資産				
退職給与引当資産	0	0	0	0
減価償却引当資産	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0
合 計	11,000,000	0	0	11,000,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源などの内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(りち指定止味 財産からの充 当類)	(フち一般止味 財産からの充 当類)	(うち負債に 対応 する額)
基本財産 定期預金	11,000,000	(11,000,000)		_
小 計	11,000,000	(11,000,000)	(0)	_
特定資産 退職給与引当資産 減価償却引当資産	0		0	
小 計	0	(0)	(0)	(0)
合 計	11,000,000	(11,000,000)	(0)	(0)

(畄	欱		Щ
\ =	127	- 1	

			<u> (単位:円)</u>
資産の部	内	訳	金 額
1 流動資産			41,797,444
(1)現金及び預金			39,273,085
イ 小口現金	補充用釣銭	685,080	
口 普通預金	北國銀行·北陸銀行	38,588,005	
(2)未収金	受託事業収入ほか	2,524,359	2,524,359
2 固定資産			1,420,499,922
(1)基本財産			11,000,000
イ 定期預金	北國銀行	11,000,000	
(2)有形固定資産			1,409,120,770
イ 土 地	立体·駅東駐車場用地	1,113,136,291	
口建物	立体駐車場本体ほか	737,981,100	
減価償却累計		$\triangle 471,470,298$	
ハ 建物付属設備	立体駐車場電気設備ほか	178,465,521	
減価償却累計		△175,881,165	
二 機械装置	立体駐車場管理システムほか	82,231,207	
減価償却累計		△68,535,817	
ホ 構築物	駅西駐車場構築物ほか	64,372,731	
減価償却累計		△57,710,265	
へ 工具器具備品	立体駐車場放送設備ほか	17,706,565	
減価償却累計		$\triangle 17,706,557$	
ト 車両運搬具	自動車(2台)	5,909,989	
減価償却累計		△4,698,612	
チ リース資産	駅東精算機(2機)	12,768,192	
減価償却累計		△7,448 , 112	
(3) 無形固定資産			379,152
イ 電話加入権		370,552	
口 預託金	リサイクル費用	8,600	
資 産 合 計			1,462,297,366

負債の部	内	訳	金 額
1 流動負債			<u>28,561,565</u>
(1)未払金	消費税ほか	27,027,190	
(2)前受金		1,478,900	
(3)預り金	源泉所得税等	55,475	
2 固定負債			<u>541,460,080</u>
(1)長期借入金	立体駐車場建設未償還元金		
	〈小松市農協・小松市〉	515,470,000	
(2)延払金負債	ヒルズパーキング延払金	20,670,000	
(3)リース債務	駅東精算機(2機)	5,320,080	
負債合計	_		570,021,645
差引純資産			892,275,721

2 令和2年度一般財団法人小松市開発公社事業計画

1. 基本方針

公共駐車場施設の円滑な管理運営を行い、市民の利便向上や賑わいにつながる事業を推進し、もって小松市のまちづくり及び発展に寄与する。

2. 駐車場運営事業

(1) 事業活動

小松駅周辺公共駐車場として、小松駅前立体駐車場、小松駅東駐車場ほか計5箇所の時間貸し駐車場(収容台数794台)と、JR高架下駐車場など計11箇所の月極駐車場(収容台数221台)を運営する。

月極駐車場料金の支払い方法について、コンビニ収納や口座振替を導入し、精算機にクレジットカードや電子マネー(流通系)決済を設置するなど、キャッシュレス決済を推進し利便性を高めて利用の増加を図っていく。

2023年春の北陸新幹線開業へ向けて、各駐車場の利用状況・利用形態を踏まえ、駐車場毎の適正な料金体系を検討していく。

(2) 投資活動

ヒルズパーキングの取得に伴う計画的な延払いをしていく。

(3) 財務活動

立体駐車場用地取得に伴う民間金融機関からの長期借入金について、事業収益の増収に応じて積極的な繰上げ償還を行い、負債の低減を図っていく。

(4) 駐車場の概要

①時間貸し駐車場

駐車場名	収容台数(台)	基本料金(円/1h) 追加料金(円/30分)	定期料金 (円/台·月)	
小松駅前立体駐車場	306	100	6,300(全日)	
7 12 3 1 3 2 1 3 3		50	4,200(夜間)	
 小松駅西駐車場	117	100		
	117	50		
小松駅東駐車場	181	100	8,400	
7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、	101	50	0,400	
ヒルズパーキング	89	100		
	09	50	1 —	
小松駅南駐車場	101	100	5 200	
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	101		5,200	
合 計	794			

②月極駐車場

月極駐車場	収容台数(台)	料金(円/台•月)	摘要
日の出第1月極駐車場	26	4,200	
高架下新町月極駐車場	6	4,200	
高架下新鍛冶町月極駐車場	12 (うち2台)	5,200 (4,700)	(軽自動車)
高架下小寺町月極駐車場	18 (うち6台)	5,200 (4,700)	"
高架下細工町第1月極駐車場	16 (うち3台)	6,300 (5,800)	"
高架下細工町第2月極駐車場	14 (うち2台)	6,300 (5,800)	11
高架下土居原町月極駐車場	30	8,400	
高架下第1月極駐車場	34 (うち5台)	5,800	
高架下第2月極駐車場	29 (うち4台)	5,200	
高架下第3月極駐車場	20 (うち3台)	4,700 (4,200)	(軽自動車)
明峰駅市営月極駐車場	16	3,700	
合 計	221(うち25台)		

3 令和2年度一般財団法人小松市開発公社予算

_	(単位:千月			
	科目	予算額	前年度予算額	増減
I	事業活動収支の部			
	1. 事業活動収入	138,323	138,236	87
	(1) 基本財産運用収入	2	4	\triangle 2
	基本財産利息収入	2	4	\triangle 2
	(2) 事業収入	131,957	132,606	△ 649
	平面駐車場収入	74,996	74,436	560
	立体駐車場収入	42,211	42,612	△ 401
	受託月極駐車場収入	11,768	11,610	158
	サービス券収入	2,982	3,948	△ 966
	(3) 雑収入	6,364	5,626	738
	その他事業外収入	6,364	5,626	738
	2. 事業活動支出	120,622	120,197	425
	(1) 事業費支出	119,040	118,221	819
	総係費支出	26,943	24,760	2,183
	平面駐車場支出	34,354	34,660	△ 306
	立体駐車場支出	28,152	27,733	419
	受託月極駐車場支出	350	350	0
	減価償却費	29,241	30,718	\triangle 1,477
	(2) 管理費支出	1,582	1,976	△ 394
	支払利息支出	1,582	1,976	△ 394
	事業活動収支差額・・・①	17,701	18,039	△ 338
П	投資活動収支の部			
	1. 投資活動収入	0	0	0
	(1) 固定資産売却収入	0	0	0
	(2) 固定資產補償収入	0	0	0
	2. 投資活動支出	5,558	4,738	820
	(1) 延払金支出	1,590	1,590	0
	(2) 固定資産取得支出	3,968	3,148	820
	投資活動収支差額・・・②	△ 5,558	△ 4,738	△ 820
Ш	財務活動収支の部			
	1. 財務活動収入	33,061	33,061	0
	(1) 長期借入金収入	33,061	33,061	0
	2. 財務活動支出	77,230	77,230	0
	(1) 長期借入金返済支出	77,230	77,230	0
	財務活動収支差額・・・③	△ 44,169	△ 44,169	0
当;	期収支差額 ①+②+③	△ 32,026	△ 30,868	△ 1,158

4 令和2年度一般財団法人小松市開発公社資金計画

		(単位:十円 <i>)</i>
	受 入 資 金	210,480
1	前年度繰越金	39,096
2	前年度未収金	1,978
3	基本財産運用収入	2
4	事業駐車場収入	131,053
5	事業雑収入	5,290
6	長期借入金	33,061
	支 払 資 金	174,196
1	前年度未払金	26,043
2	前年度預り金	27
3	総係費	14,474
4	平面駐車場費	23,578
5	立体駐車場費	25,354
6	受託駐車場費	350
7	延払金支出	1,590
8	固定資産取得支出	3,968
9	支払利息	1,582
10	借入金償還金(定期)	47,230
11	借入金償還金(繰上げ)	30,000
	差	36,284

報告第10号

法人の経営状況の報告について

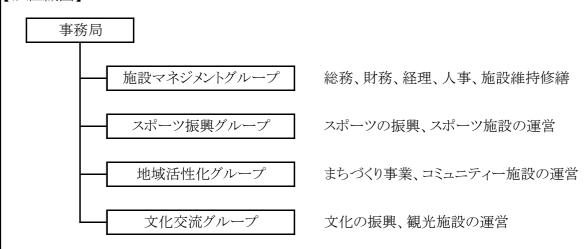
地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益 財団法人小松市まちづくり市民財団の経営状況を次のとおり報告する。

令和元年度 公益財団法人 小松市まちづくり市民財団事業報告

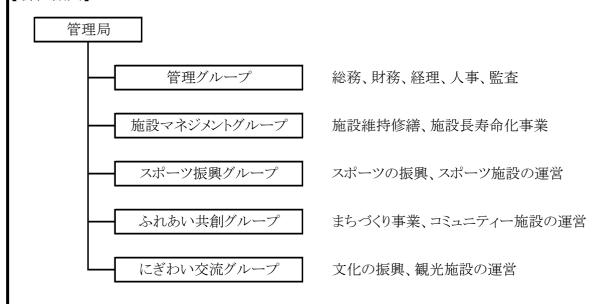
当財団は、石川県・小松市が設置する公共施設等について、経済的かつ効率的に管理運営 を行い施設利用者へのサービスの向上と健康及び住民福祉の増進、地域社会の健全な発展に 寄与することを目的としております。

令和元年度には、この目的に沿って、事業が円滑に進捗するよう1局4グループを1局5グループとする組織改編を行いました。

【旧組織図】



【新組織図】



令和元年度に実施した事業は、次のとおりです。

【施設管理運営事業】

- ◇指定管理者制度に基づき管理する施設
 - 小松運動公園末広体育館他8施設

(他8施設:末広野球場、末広陸上競技場、末広テニスコート、末広屋外相撲場、 末広屋内相撲場,末広屋外幼児プール、念仏林グラウンド、安宅海浜公園)

- 石川県立小松屋内水泳プール、末広屋外プール
- 小松市武道館
- 小松市民センター、北部児童センター
- 小松市大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設
- 石川県立航空プラザ
- こまつドーム
- 〇 小松市公会堂
- 東部児童センター
- 西部児童センター
- 小松市立老人福祉センター 千松閣
- 小松サン・アビリティーズ
- ◇ 補助金の交付を受けて管理する施設
 - 小松総合体育館
- ◇ 交付金の交付を受けて管理する施設
 - 稚松児童クラブ
 - 東陵児童クラブ
 - 安宅・牧児童クラブ

【スポーツ振興事業】

- ◇ 委託を受け実施する事業
 - 地区体育施設管理運営事業
 - マウンテンバイク広場管理運営事業
- ◇ 補助金の交付を受けて実施する事業
 - スポーツフェスティバル運営事業
 - ○スポーツアドバイザー事業
 - こまつアスリート育成事業
 - ○こどもスポーツ大学開催事業
- ◇ 自主事業として実施する事業
 - スポーツオアシス事業

【地域活性化事業】

- ◇ 指定管理者制度に基づき管理する施設
 - ○こまつまちづくり交流センター

【文化交流事業】

- ◇ 委託を受け実施する事業
 - ○こまつ曳山交流館管理運営事業

令和元年度に実施した事業概要は、次のとおりです。

- ◇ 施設管理運営事業
 - 常に安全安心な施設提供を心掛けるとともに、施設の長寿命化を図るため、小松市に対し、大規模工事の要望を行いました。
 - 利用者満足度調査を年間2回実施しました。その結果は以下のとおりです。

【主な質問内容】

- ・職員の接客態度に関すること・施設の安全面に関すること
- ・施設の衛生面に関すること・自主事業等、行事に関すること

【集計結果】

施設名	満足度	施設名	満足度	施設名	満足度
末広体育館	84.7%	北部児童センター	94.6%	千松閣	91.9%
末広陸上競技場	86.1%	東部児童センター	91.9%	小松サン・アビリティーズ	93.6%
末広テニスコート	87.5%	西部児童センター	90.8%	こまつまちづくり交流センター	90.1%
末広野球場	91.7%	稚松児童クラブ(保護者)	86.6%	航空プラザ	87.2%
小松屋内水泳プール	80.8%	東陵児童クラブ(保護者)	87.4%	こまつ曳山交流館	95.6%
小松総合体育館	74.7%	安宅・牧児童クラブ(保護者)	84.8%		
小松市武道館	84.7%	稚松児童クラブ(児童)	84.0%		
こまつドーム	80.0%	東陵児童クラブ(児童)	69.4%		
小松市民センター	84.4%	安宅・牧児童クラブ(児童)	70.8%		
小松市公会堂	84.6%	親子つどいの広場	93.8%		

◇ 人材育成の推進

○ 令和元年度は、人材育成のため、法令遵守、人権尊重に重点を置き、各種研修を実施しました。

開催月	研修名
7月	救命法研修(普通救命講習 I)
10月	安全運転研修
11月	障がい者差別解消法研修
	コンプライアンス研修
12月	消防設備技術研修

1月	護身術研修
2月	接遇研修

◇ 監査の実施

○ 令和元年度は、現金等の取扱状況及び防災・防犯対策状況を重点項目とし、監査 を実施しました。

監査実施期間9月~11月監査結果改善調査期間1月~3月

◇スポーツ振興事業

○ 小松市スポーツフェスティバルの開催

ゆるスポーツや障がい者スポーツを体験する機会を提供し、市民のスポーツライフ推 進に寄与しました。

参加人数 : 4,305 人

○こまつアスリート育成事業

小松市のジュニアから中高校生のスポーツ選手及びその指導者に対し、「総合的な医科学サポート」をし、競技力の向上に努めました。

参加人数: 小学生 50人

中学生31 人高校生50 人

○ こまつこども体育大学

小松市内の幼児、小学生低学年を対象に「走る」「跳ぶ」「投げる」の基本動作を指導し、運動能力の向上に寄与しました。

参加人数: 幼児 75人

小学生 91 人

○ 小松市スポーツアドバイザー事業

小松市ゆかりのオリンピアンを「小松市スポーツアドバイザー」として、小・中学校や こども園等に派遣し、オリンピックの歴史や意義を伝えることで、東京オリンピック、 パラリンピックの気運を高めることに寄与しました。

派遣数: こども園等 11 園

 小学校
 9 校

 中学校
 1 校

◇ 文化振興事業

○「こまつ曳山交流館」より曳山・伝統芸能の魅力を発信しました。

開催月	行事名	参加人数等
5月	第7回 みよっさ口上大会	参加:63人、見学:3,000人
8月	8月 第7回 納涼みよっさ夏まつり輪おどり大会	
10月	こまつ郷土芸能まつり~獅子舞・太鼓編~	台風のため中止
12月、1月	新春を祝う天神堂飾り展	来館者:757人
2月	こまつ曳山交流館名誉館長 葛西聖司氏 特別講演	新型コロナのため中止

◇ 地域活性化事業の推進

- クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援事業 完了
- こまつまちづくり交流センターと小松市国際交流協会が協力し、「もちつき大会」や「グラスアート教室」を開催。市民に対し小松市に在住する外国人とふれあう機会を提供し、 多文化共生のまちづくりに貢献しました。

貸借対照表

令和2年3月31日現在

			(単位:円)
科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	90,277,727	102,348,197	$\triangle 12,070,470$
普通預金	89,358,027	100,982,359	$\triangle 11,624,332$
小口現金	919,700	1,365,838	△446,138
未収金	70,216,889	112,178,268	$\triangle 41,961,379$
流動資産合計	160,494,616	214,526,465	△54,031,849
2. 固定資産			
(1) 基本資産			
定期預金	16,973,649	16,973,649	0
基本財産合計	16,973,649	16,973,649	0
(2) 特定資産	, ,	, ,	
退職給付引当資産	48,926,057	40,000,000	8,926,057
退職給付引当資産	48,926,057	40,000,000	8,926,057
特別定期預金	62,393,000	80,000,000	$\triangle 17,607,000$
特別定期預金	62,393,000	80,000,000	$\triangle 17,607,000$
児童クラブ運営費積立資産	18,291,000	0.,000,000	18,291,000
児童クラブ運営費積立資産	18,291,000	0	18,291,000
小松総合体育館特別修繕引当資産	13,000,000	0	13,000,000
小松総合体育館特別修繕引当資産	13,000,000	0	13,000,000
特定資産合計	142,610,057	120,000,000	22,610,057
何た貝座ロロ (3) その他固定資産	142,010,037	120,000,000	22,010,037
有形固定資産	FEO 196 FOO	E00 001 077	A 41 COE 200
	558,126,589	599,821,877	△41,695,288
建物	547,853,802	587,631,491	△39,777,689
什器備品	9,344,601	11,621,436	△2,276,835
車両運搬具	928,186	568,950	359,236
その他固定資産合計	558,126,589	599,821,877	△41,695,288
固定資産合計	717,710,295	736,795,526	△19,085,231
資産合計	878,204,911	951,321,991	△73,117,080
T 7 12 0 20			
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	72,764,409	113,988,630	$\triangle 41,224,221$
未払金	72,764,409	113,988,630	$\triangle 41,224,221$
預り金	1,075,033	5,270,323	$\triangle 4,195,290$
預り金	1,075,033	5,270,323	$\triangle 4,195,290$
前受金	5,106,076	10,309,810	$\triangle 5,203,734$
前受金	5,106,076	10,309,810	△5,203,734
流動負債合計	78,945,518	129,568,763	△50,623,245
2. 固定負債			
退職給付引当金	48,926,057	40,000,000	8,926,057
固定負債合計	48,926,057	40,000,000	8,926,057
負債合計	127,871,575	169,568,763	△41,697,188
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
基本財産	16,973,649	16,973,649	0

科目	当年度	前年度	増 減
日本財団補助	250,000,000	250,000,000	0
石川県補助	40,000,000	40,000,000	0
小松市補助	282,860,071	282,860,071	0
指定正味財産合計	589,833,720	589,833,720	0
(うち基本財産への充当額) (うち特定資産への充当額)			
2. 一般正味財産 (うち基本財産への充当額) (うち特定資産への充当額)	160,499,616	191,919,508	△31,419,892
正味財産合計	750,333,336	781,753,228	△31,419,892
負債及び正味財産合計	878,204,911	951,321,991	△73,117,080

正味財産増減計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

科目	当年度	前年度	(単位:円) 増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
小松市受託収益	388,113,016	380,016,820	8,096,196
使用料収益	127,461,119	153,987,598	△26,526,479
補助金	139,950,614	168,940,460	△28,989,846
財団運営補助金	107,880,412	117,410,460	△9,530,048
小松総合体育館補助金	10,279,491	11,680,000	△1,400,509
小松総合体育館改修事業補助金	5,000,000	5,000,000	(
スポーツ・文化振興事業補助金	16,790,711	14,850,000	1,940,71
まちづくり支援事業補助金	0	20,000,000	△20,000,000
負担金	11,204,200	11,724,900	△520,700
自主事業収益	4,744,550	6,164,910	△1,420,360
交付金	29,617,768	29,560,620	57,14
寄付金収益	0	20,000,000	△20,000,000
退職給付債務取崩収益	1,073,943	10,000,000	△8,926,05
(2) 経常外収益			
受取利息	141,974	116,764	25,210
預金利息	141,974	116,764	25,210
雑収入	21,322,194	24,240,066	△2,917,87
受取手数料	15,566,263	15,454,157	112,100
雑収入	5,755,931	8,785,909	△3,029,97
経常収益計	723,629,378	804,752,138	△81,122,76
(3) 経常費用			
事業費	633,117,921	691,957,924	△58,840,003
給料	32,752,150	31,969,431	782,71
手当	11,906,130	13,716,289	△1,810,159
賃金	150,073,552	136,787,467	13,286,08

科目	当年度	前年度	増 減
法定福利費	30,212,086	27,164,889	3,047,197
退職給付支出	1,278,563	582,293	696,270
旅費	742,467	550,599	191,868
消耗品費	20,907,307	23,616,488	△2,709,181
燃料費	1,496,134	2,086,014	△589,880
光熱水費	99,185,418	102,588,768	△3,403,350
印刷製本費	727,507	800,050	△72,543
通信運搬費	2,306,593	2,268,946	37,647
委託料	143,252,390	130,825,555	12,426,835
手数料	1,649,939	1,879,074	△229,135
使用料及び賃借料	13,194,807	14,389,522	△1,194,715
修繕料	39,273,405	71,516,676	$\triangle 32,243,271$
原材料費	867,858	1,831,776	△963,918
負担金	993,937	1,047,356	△53,419
食糧費	163,262	213,413	△50,151
損害保険料	2,525,650	2,315,140	210,510
公課費	16,882,680	22,278,912	△5,396,232
動力費	10,636,805	10,904,863	△268,058
交際費	86,093	24,800	61,293
賄材料費	400,912	788,702	△387,790
広告料	593,890	544,850	49,040
報償費	6,112,830	5,411,300	701,530
備品費	2,190,479	3,660,816	△1,470,337
まちづくり支援事業補助金	0	40,000,000	△40,000,000
減価償却費	42,705,077	42,193,935	511,142
総係費	112,788,938	116,948,931	△4,159,993
給料	37,342,650	45,461,309	△8,118,659
手当	23,710,192	25,504,031	△1,793,839
賃金	23,041,955	20,878,433	2,163,522
法定福利費	14,995,803	17,327,464	△2,331,661
旅費	4,182	78,249	△74,067

科目	当年度	前年度	増 減
費用弁償	93,000	69,000	24,000
消耗品費	1,136,230	1,055,127	81,103
燃料費	464,909	477,466	\triangle 12,557
印刷製本費	11,880	0	11,880
通信運搬費	318,988	337,902	△18,914
委託料	3,099,648	2,218,345	881,303
手数料	578,234	571,360	6,874
使用料及び賃借料	912,900	939,092	△26,192
修繕料	1,523,280	626,353	896,927
原材料費	0	1,728	△1,728
負担金	25,175	86,750	△61,575
食糧費	1,920	0	1,920
損害保険料	248,370	306,020	△57,650
公課費	179,610	143,600	36,010
交際費	21,091	105,688	△84,597
福利厚生費	545,754	492,894	52,860
報償費	71,411	42,400	29,011
報酬	191,000	189,000	2,000
備品費	4,270,756	36,720	4,234,036
退職給付引当金繰入額	10,000,000	0	10,000,000
経常費用計	755,906,859	808,906,855	△52,999,996
評価損益等調整前当期経常増減額	△32,277,481	△4,154,717	△28,122,764
当期経常増減額	△32,277,481	△4,154,717	△28,122,764
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
過年度損益修正益	910,090	0	910,090
経常外収益計	910,090	0	910,090
(2) 経常外費用			
過年度損益修正損	52,500	179,200	△126 , 700
固定資産除却損	1	0	1
経常外費用計	52,501	179,200	△126,699

科目	当年度	前年度	増 減
当期経常外増減額	857,589	△179,200	1,036,789
当期一般正味財産増減額	△31,419,892	△4,333,917	△27,085,975
一般正味財産期首残高	191,919,508	196,253,425	△4,333,917
一般正味財産期末残高	160,499,616	191,919,508	△31,419,892
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
指定正味財産期首残高	589,833,720	589,833,720	0
指定正味財産期末残高	589,833,720	589,833,720	0
Ⅲ 正味財産期末残高	750,333,336	781,753,228	△31,419,892

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1)固定資産の減価償却の方法

建物・・・定額法によっている。

ただし、従来、減価償却を行なっていなかった固定資産については、新会計基準適用初年度(H18年度)の期首の帳簿価格を取得価格とみなし、適用初年度から実施することとした。

この減価償却を実施するに際して、適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数によっている。

(2)引当金の計上基準

退職給付引当金・・・期末退職給与の要支給相当額を計上している。

小松総合体育館特別修繕引当金・・・令和元年度は、修繕額に要する金額の50%を計上

(3)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	16,973,649	0	0	16,973,649
小 計	16,973,649	0	0	16,973,649
特定資産				
有形固定資産 (建物)	587,631,491	0	39,777,689	547,853,802
退職給付引当資産	40,000,000	10,000,000	1,073,943	48,926,057
児童クラブ運営費積立	0	20,000,000	1,709,000	18,291,000
小松総合体育館 特別修繕引当資産	0	13,000,000	0	13,000,000
特別定期預金	80,000,000	0	17,607,000	62,393,000
その他固定資産				
什器備品	11,621,436	539,000	2,815,835	9,344,601
車両運搬具	568,950	523,290	164,054	928,186
小計	719,821,877	44,062,290	63,147,521	700,736,646
合 計	736,795,526	44,062,290	63,147,521	717,710,295

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当 額)	(うち一般正味 財産からの充当 額)	(うち負債に対 応する額)
基本財産				
定期預金	16,973,649	16,973,649	-	-
小 計	16,973,649	16,973,649	-	-
特定資産				
建物	547,853,802	480,759,202	67,094,600	-
退職給付引当資産	48,926,057	_	48,926,057	-
児童クラブ運営費積立	18,291,000	-	18,291,000	-
小松総合体育館 特別修繕引当資産	13,000,000	-	13,000,000	_
特別定期預金	62,393,000	-	62,393,000	_
その他固定資産				
什器備品	9,344,601	_	9,344,601	_
車両運搬具	928,186	_	928,186	_
小 計	700,736,646	480,759,202	219,977,444	_
合 計	717,710,295	497,732,851	219,977,444	_

4. 固定資産の取得価額,減価償却累計額及び当期末残高(直接法) 固定資産の取得価額,減価償却累計額及び当期末残高は,次のとおりである。

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物	1,196,166,454	648,312,652	547,853,802
什器備品	20,793,809	11,449,208	9,344,601
車 両 運 搬 具	3,394,130	2,465,944	928,186

5. 補助金等の内訳並びに交付者, 当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者, 当期の増減額及び残高は, 次のとおりである。

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表 上の記載区 分
補助金 日本財団	日本財団	250,000,000	0	0	250,000,000	指定正味財産
石川県補助金	石川県	40,000,000	0	0	40,000,000	指定正味財産
小松市補助金	小松市	282,860,071	0	0	282,860,071	指定正味財産
合計		572,860,071	0	0	572,860,071	

財産目録 令和2年3月31日現在

貸借	告 告 対照表科目	場所•物量等	使用目的等		金額
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	2 3 11 2 4		
	小口現金	手元管理	運転資金として		919,700
				小計	[919,700]
	預金	普通預金			
		北國銀行 小松支店	運転資金として		89,358,02
				小計	[89,358,027
	未収金				
			小松市受託料·補助金		56,158,73
			使用料収益		2,376,06
			受取手数料		837,67
			雑収入		10,844,41
				小計	[70,216,889
流動資産合計	-		<u>-</u>		160,494,61
(固定資産)					
基本財産	預金	定期預金			
		小松市農業協同組合 本店			16,973,64
				小計	[16,973,649
特定資産	退職給付引当資産	北陸信用金庫 小松中央支店	職員退職給与相当額		8,926,05
		北陸銀行 小松支店			10,000,00
		鶴来信用金庫 小松支店			10,000,00
		北陸労働金庫 小松支店			10,000,00
		福邦銀行 小松支店			10,000,00
				小計	[48,926,057
	定期預金	特別定期預金			
		金沢信用金庫 小松中央支店			10,000,00
		ゆうちょ銀行 京町郵便局			10,000,00
		福井銀行 小松支店			10,000,00
		楽天銀行			10,000,00
		北國銀行 小松支店			2,393,00
		北國銀行 小松支店			20,000,00
				小計	[62,393,000
	児童クラブ運営費積立資産	北國銀行 小松支店			18,291,00
		北國銀行 小松支店			13,000,00
				小計	[31,291,000
	有形固定資産				
	建物				463,336,75
	電気設備				54,141,74

貸借	対照表科目	場所·物量等	使用目的等	金額
	空気調和設備			13,088,31
	給排水衛生設備			16,365,60
	下水道内宅設備			921,37
			小計	[547,853,802
その他固定資産	有形固定資産			
	什器備品	管理局他施設		9,344,60
	車両運搬具	同上		928,18
			小計	[10,272,787
固定資産合計		I		717,710,29
資産合計				878,204,91
	未払金			
			賃金•法定福利費	10,123,75
			消耗品費	1,070,83
			備品費	73,88
			光熱水費	442,76
			委託料	19,237,95
			修繕料	6,460,20
			動力費	1,452,38
			公課費	179,88
			市委託料戻し	5,023,45
			助成金(まちづくり支援事業)	20,000,00
			その他	8,699,28
			小計	[72,764,409
	預り金		社会保険料他	1,075,03
	500		小計	[1,075,033
	前受金		末広野球場	5,00
	州文亚		市民センター	2,968,21
			こまつドーム	1,071,97
			公会堂	1,012,38
			小松サン・アビリティーズ	48,51
			小計	[5,106,076
			7 11	[0,100,010
流動負債合計		T		78,945,51
(固定負債)	退職給付引当金	職員に対するもの	職員の退職金支払いに備えるもの	48,926,05
固定負債合計	区域和刊り目金			48,926,05
負債合計				127,871,57
尽良口則				141,011,01

令和2年度

公益財団法人 小松市まちづくり市民財団予算

(総則)

第1条 令和2年度公益財団法人小松市まちづくり市民財団の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
11	

第 1 款	事 業 収 益	793,533千円
第 1 項	施設管理運営事業収益	707, 575千円
第 2 項	スポーツ振興事業収益	24, 586千円
第 3 項	地域活性化事業収益	25,811千円
第 4 項	文化交流事業収益	28,140千円
第 9 項	特定資産取崩収入	7, 421千円
第 2 款 第 1 項	事業外収益事業外収益	22,603千円 22,603千円
	支出	
第 1 款	事業費	810,536千円

第 1	款	事 業 費	810,	536千円
第 1	項	施設管理運営事業	729,	952千円
第 2	項	スポーツ振興事業	24,	586千円
第 3	項	地域活性化事業	27,	858千円
第 4	項	文化交流事業	28,	140千円

(資本的収入及び支出)

第3条資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出

第 3 1 款資 本 的 支 出6 0 0 千円第 3 項有形固定資産支出6 0 0 千円

資本的収入については、収益的収入をもって充てる。

※収支差額+5,000千円となっているのは、平成29年度小松総合体育館改修工事に対する補助金収入のため(4ヶ年目/5ヵ年)

(理事会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用する場合は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

90,899千円

令和2年3月18日 提出

理事長 竹村信一

報告第11号

法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、株式会社こまつ賑わいセンターの経営状況を次のとおり報告する。

1 第 22 期 株式会社こまつ賑わいセンター決算 (平成 31 年 4 月 1 日~令和 2 年 3 月 31 日)

第22期における株式会社こまつ賑わいセンターの事業実績は次のとおりです。

1. 事業実績の概要

北陸新幹線の開通が3年後となった小松駅周辺では、新駅舎工事や駅前広場の整備、民間ホテルの新築工事などが槌音高く進められています。

平成29年12月1日にオープンしたカブッキーランドは、開館3年目に入り、 令和2年3月現在では来場者20万人が間近となりました。

この来場者の60%は市外・県外からであり、市内来場者のみならず多くの親子が遊びながら学ぶ施設として広く浸透し定着してきました。

今年度は,「イオンモール新小松」「こまつの杜」「サイエンスヒルズこまつ」 と回遊性につながる共催事業を行い,行政,民間との共同連携による市内施設間 の賑わい創出に努めました。

また, クッキングスタジオでも J A 小松市との共催により, こまつ産トマト, 大豆を使用した食育事業に取り組み, 地元食材の理解と食文化の大切さを共有し ました。これらの事業は, 今後も更に充実した展開を図ります。

弊社は、小松市が進める地域活性化まちづくり支援の一環として、「公立小松大学」の学生が安心して学生生活を送れるよう、クラフドファンディング(CF)事業のまちづくり事業者となり、小松駅前エリアの町家をCF事業資金の活用により、大学キャンパスや飲食店として整備するなど、まちなかの活性化に取り組みました。

運営面では、本年2月まで来場者、運営収支面でも順調に推移してきましたが、 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、3月より営業時間短縮、営業 時間中における最大入場者及び団体利用の制限を行い、拡散防止に努めました。

これらの結果、今年度の来場者は68、452人となり対前年比23%減となりました。

貸借対照表

	(2	令和2年	3 月	31 日現在)	(単位:円)
No til Vorsita	資	産	0)	部	(半位・口)
1. 流動資産 (1)預金 (2)預金 (3)前投家 (4)前投水費 (5)未収費金 (6)未収消費産 (6)未収消資産 (6)未収資産 (1)建物 (1)建物 (1)建物 (2)工具 (3)工具	P. C.	/ 	v	364, 487 27, 823, 867 19, 350, 940 9, 896 34, 190, 660 1, 234, 698 165, 674, 796 237, 892, 404 442, 155	<u>82, 974, 548</u>
(投資その他の資産) (1)敷金 固定資産合計 資産合計	負	債	Ø	<u>57, 671, 220</u>	461, 680, 575 544, 655, 123
3. 流動負債 (1) 短期借入金 (1) 未払金 (2) 未払法人税等 (3) 預受家賃 (4) 前受家賃 流動負債 (1) 長期借入金 (1) 預定負債 (2) 預定負計 負債合計	Į.	(具		部 5,000,000 28,336,485 3,171,700 56,359 18,165,898 447,018,931 17,104,760	54, 730, 442 464, 123, 691 518, 854, 133
5. 株主資本 (1)資本金 (利益剰余金) その他利益剰余金 繰越利益剰余金 (2)自己株式 純資産合計 負債・純資産合計	純	資産	Ø	部 17,050,000 11,250,990 11,250,990 △ 2,500,000	25, 800, 990 544, 655, 123

損益計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位:円)

1. 売上高

(1)	カブッキーランド売上	15, 782, 025
(2)	うどん売上	17, 607, 726
(3)	補助金収入	56, 901, 870
(4)	家賃収入	245, 651, 684

(5) 受託収入 6,752,526 342,695,831

売上総利益金額

342, 695, 831

2. 販売費及び一般管理費

(1)	給料	20, 830, 974	
(2)	法定福利費	2, 839, 825	
(3)	福利厚生費	34, 864	
(4)	委託費	28, 388, 482	
(5)	通信費	505, 085	
(6)	交際費	11,093	
(7)	減価償却費	24, 359, 924	
(8)	賃借料	2, 337, 918	
(9)	支払保険料	255, 807	
(10)	修繕費	11,600	
(11)	水道光熱費	2, 812, 181	
(12)	消耗品費	3, 730, 207	
(13)	租税公課	4, 815, 298	
(14)	事務連絡費	50, 640	
(15)	広告宣伝費	1, 476, 934	
(16)	支払手数料	389, 308	
(17)	旅費交通費	408, 855	
(18)	会議費	98, 886	
(19)	使用料	1, 564, 346	
(20)	支払家賃	213, 898, 290	
(21)	負担金	1, 123, 011	
(22)	材料費	971, 222	310, 914, 750

営業損益金額

31, 781, 081

営業外収益

(1)受取利息

2,036

(2) 雑収入

<u>1, 511, 750</u> <u>1, 513, 786</u>

営業外費用

(1) 支払利息割引料 1,192,388 1,192,388

営業外利益金額

321, 398

経常利益金額

32, 102, 479

特別損失

(1) 固定資産圧縮損

19, 970, 000

税引前当期純利益金額

12, 132, 479

法人税,住民税及び事業税

3, 574, 700

当期純利益金額

8, 557, 779

株主資本等変動計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位:円)

					\	十一元 • 1 1 1
株主資本						
		利益剰余金			late N. Virge L.	純資産
	資本金	その他の利益剰余金	利益剰余金	利益剰余金 合計 自己株式	株主資本 合計	合計
		繰越利益剰余金	合計		Д Н І	
当期首残高	17, 050, 000	2, 693, 211	2, 693, 211	0	19, 743, 211	19, 743, 211
当期変動額	0	8, 557, 779	8, 557, 779	△2, 500, 000	6, 057, 779	6, 057, 779
当期純利益		8, 557, 779				
当期末残高	17, 050, 000	11, 250, 990	11, 250, 990	△2, 500, 000	25, 800, 990	25, 800, 990

財務諸表に対する注記

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

- 1.この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。
- 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産については、法人税法に基づく減価償却の方法を適用しています。

- (2) 計算書類作成のための重要な事項
 - ①リース取引の処理方法

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

②消費税の会計処理

消費税等の会計は、税抜き方式によっています。

- 3. 貸借対照表等に関する注記
 - (1)減価償却累計額の金額

減価償却累計額

38,418,953 円

- 4. 株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1)発行済み株式の数

前期末株式数 (発行済普通株式)

341 株

当期增加株式数 (発行済普通株式)

当期減少株式数 (発行済普通株式)

当期末株式数 (発行済普通株式)

341 株

前期末株式数 (発行済優先株式)

当期增加株式数 (発行済優先株式)

当期減少株式数 (発行済優先株式)

当期末株式数 (発行済優先株式)

(2) 自己株式の数 前期末株式数 当期増加株式数	0 株 50 株	
当期減少株式数 当期末株式数	0 株 50 株	

第22期 財産目録

(令和2年3月31日現在)

資産の部	摘	要	金額
1. 流動資産			82, 974, 548
(1) 現金預金			28, 188, 354
ア.現金			364, 487
	会社小口	322, 077	
	カブッキーランド	7,620	
	つるっと	34, 790	
イ. 預 金			27, 823, 867
	決済用普通預金	(期末現在高)	8, 657, 098
	北國銀行 小松中央支店	5, 637, 404	
	北國銀行 小松中央支店	580, 487	
	北國銀行 小松中央支店	351, 853	
	北國銀行 小松中央支店	ī 1, 312, 844	
	北國銀行 小松中央支店	774, 510	
	普通預金		2, 069, 213
	北國銀行 小松中央支店	f 62, 563	
	北國銀行 小松支店	2,006,650	
	定期預金		17, 097, 556
	北陸信用金庫小松中央支店	5, 019, 802	
	北國銀行 小松中央支店	2, 020, 919	
	北國銀行 小松中央支店	3, 006, 237	
	北國銀行 小松支店	7, 050, 598	
(2) 前払金			19, 360, 836
	前払家賃(令和2年4月分)	19, 350, 940	
	前払費用 (サーバー)	9,896	
(3) 未収入金			34, 190, 660
	補助金		
	(小松市・まちづくり財団ほか	33, 781, 870	
	その他(自販機手数料等)	408, 790	
(4) 未収消費税等			1, 234, 698
	小松税務署 (消費税等還付)	1, 234, 698	
2. 固定資産			<u>461, 680, 575</u>
(1)有形固定資産			404, 009, 355
	建物(つるっと・大学内装工	[事] 165,674,796	
	建物付属設備	007 000 :::	
	(つるっと・大学内装設備)	237, 892, 404	
	工具器具備品(センター)	442, 155	FR 051 000
(2)投資その他の資産	# \ \ (\ + \ 1 \ - \ \ - \ - \ - \ - \ - \ - \ - \		57, 671, 220
√/ ₂₊ → - Λ → 1	敷金(青山ライフプロモーシ	$\exists \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \$	-
資産合計 資産合計			544, 655, 123

負債の部	摘	要	金額
1. 流動負債			54, 730, 442
(1) 短期借入金			5,000,000
	北國銀行 小松支店	5, 000, 000	
(2) 未払金			28, 336, 485
	委託費		
	(クラウドファンディング事業)	23, 756, 700	
	委託費(つるっと)	681, 140	
	その他	3, 898, 645	
(3)未払法人税等			3, 171, 700
	法人税・市民税	3, 171, 700	
(3)預り金			56, 359
	源泉所得税	56, 359	
(4)前受家賃			18, 165, 898
	家賃(令和2年4月分:大学ほか)	18, 165, 898	
2. 固定負債			<u>464, 123, 691</u>
(1)長期借入金			447, 018, 931
	北國銀行 小松支店		
	(大学内装工事分)	405, 396, 618	
	北國銀行 小松支店(敷金分)	41, 622, 313	
(2)預り保証金			17, 104, 760
	預り敷金	17, 104, 760	
負債合計			518, 854, 133

純資産の部	摘 要	金額
1. 株主資本		25, 800, 990
(1)資本金		17, 050, 000
(2) 利益剰余金		11, 250, 990
		\triangle
(3)自己株式		2, 500, 000
純資産合計		25, 800, 990
負債・純資産合計		544, 655, 123

2 第 23 期 株式会社こまつ賑わいセンター事業計画 (令和 2 年 4 月 1 日~令和 3 年 3 月 31 日)

1. 事業概要

平成 29 年 12 月にオープンいたしました,複合ビルの「こまつアズスクエア」は、 開業から3年目を迎えました。

弊社が直営管理します「カブッキーランド」は、開設からの来場者が20万人を目前としていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月10日から5月31日まで、カブッキーランドを休館することといたしました。

休館中においては歓迎サインの充実などのイメージアップ策や各種プロモーションの強化を図り、感染症の沈静化後は、市内外から高い評価を受けている、クッキングスタジオでの食育や、すくすく広場でのあそびながら学ぶ施設の特性を活かして、更なる誘客の促進に努めてまいります。

子育て支援に対する取り組みでは、ファミリーサポート事業、子育て相談、離乳食 講座などに取り組んでおり、引き続き質の高い専門相談窓口の充実を目指します。

令和2年4月で「公立小松大学」の学生数は約750名となりました。この学生たちの豊かな学生生活を応援するため取り組んできました「クラウドファンデング活用型まちづくりファンド支援事業」では、事業資金により改修された町家を活用して、新たなキャンパスライフや飲食店の営業が始まりました。

今後は、大学との共創による小松駅周辺の活性化、2023年春の北陸新幹線小松駅開業を見据えた高架下の活用など、更なる賑わいの創出に取り組みます。

2. 事業内容

- (1) 小松駅周辺の利活用促進(高架下活用による賑わい創出)
- (2) カブッキーランドの運営
- (3) アンテナショップ 小松うどん道場つるっとの運営

3 第23期 株式会社こまつ賑わいセンター予算

(令和2年4月1日~令和3年3月31日)

(総 則)

第1条 第23期 株式会社こまつ賑わいセンターの予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
烘 1 歩	24 44	÷ (}

第1款 営業収益	298,929	千円
第1項 営業収益	297, 627	千円
第2項 営業外収益	1,302	千円
支 出		
第1款 営業費用	298, 729	千円
第1項 営業費用	297, 423	千円
第2項 営業外費用	1,306	千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
48	

	权 八		
第1款	資本的収入	466, 230	千円
第 1	項 借入金	466, 230	千円
	支出		
第1款	資本的支出	20, 366	千円

第1項 借入金償還金 20,366 千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の額は、30,000千円と定める。